

社会福祉法人の事業展開と 社会福祉連携推進法人

令和4年11月11日

(前)厚生労働省 社会福祉法人経営指導専門官
公認会計士 近 芳弘

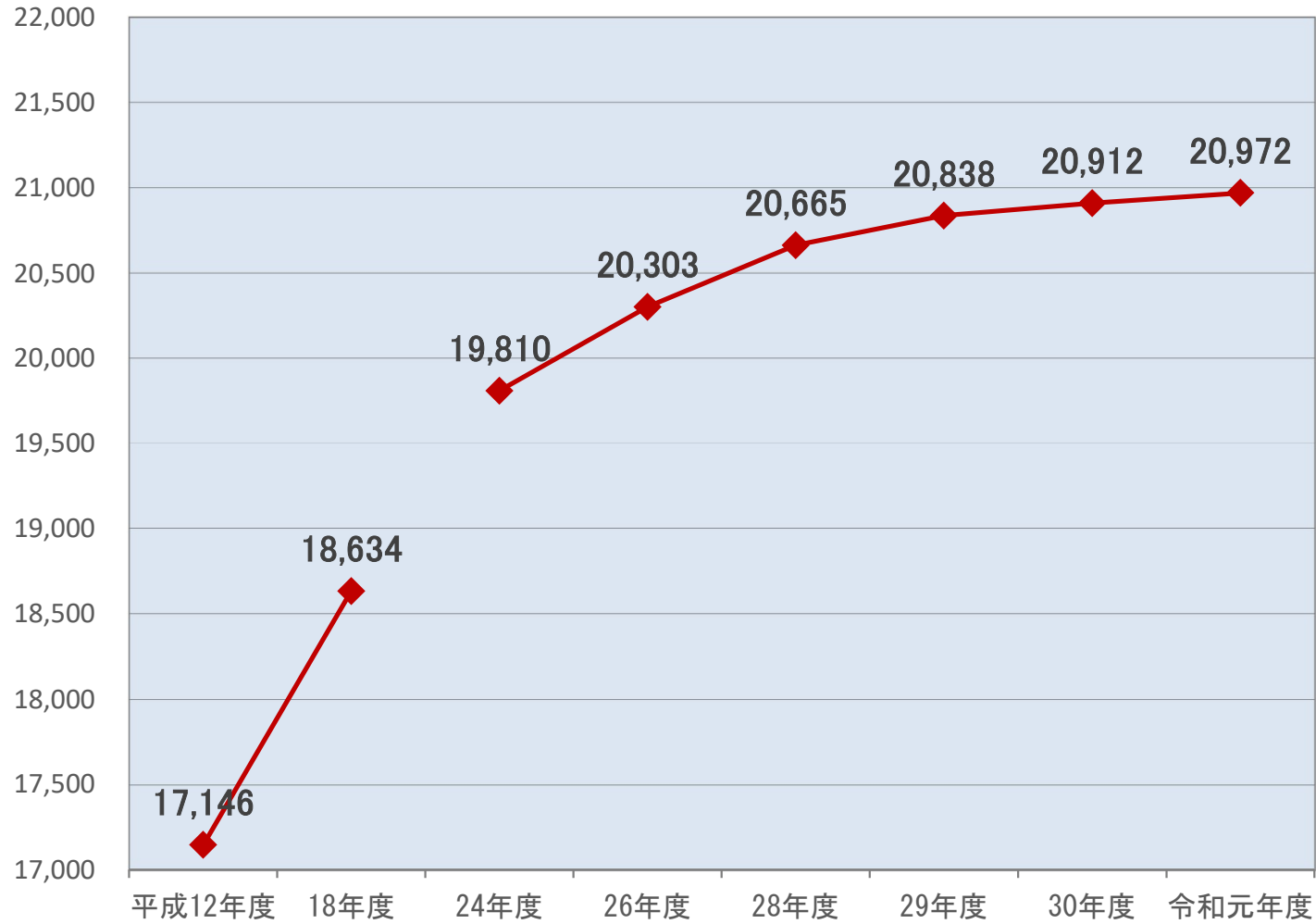
<目次>

1. 社会福祉法人の現状
2. 社会福祉連携推進法人制度の概要
3. 社会福祉連携推進法人の認定等
4. 社会福祉連携推進法人のガバナンス
5. 社会福祉連携推進法人の会計

1. 社会福祉法人の現状

社会福祉法人数の推移

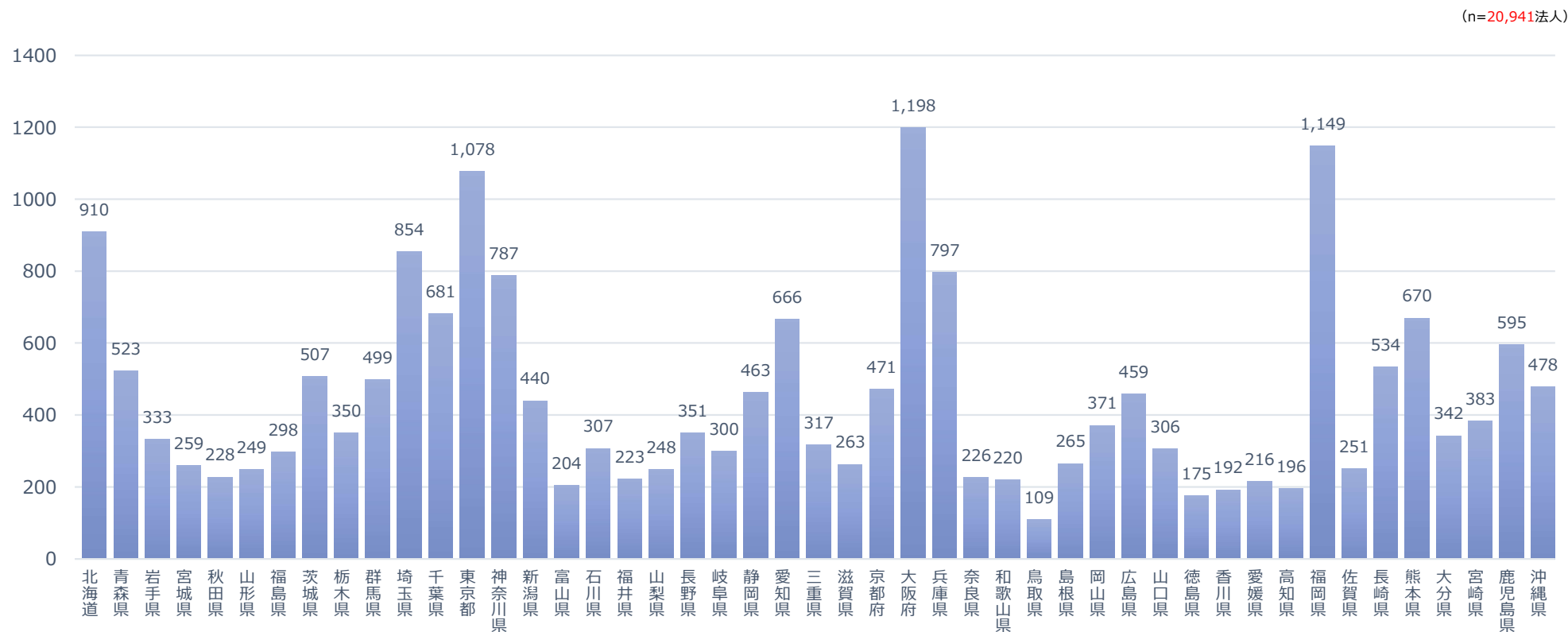
○社会福祉法人の数は、多少鈍化はしているものの、引き続き、増加している。(平成30年度→令和元年度:60件増)



※出典:厚生労働省福祉行政報告例(国所管は厚生労働省社会・援護局福祉基盤課調べ)

社会福祉法人数の状況(都道府県別)

所在地(主たる事務所)別法人数

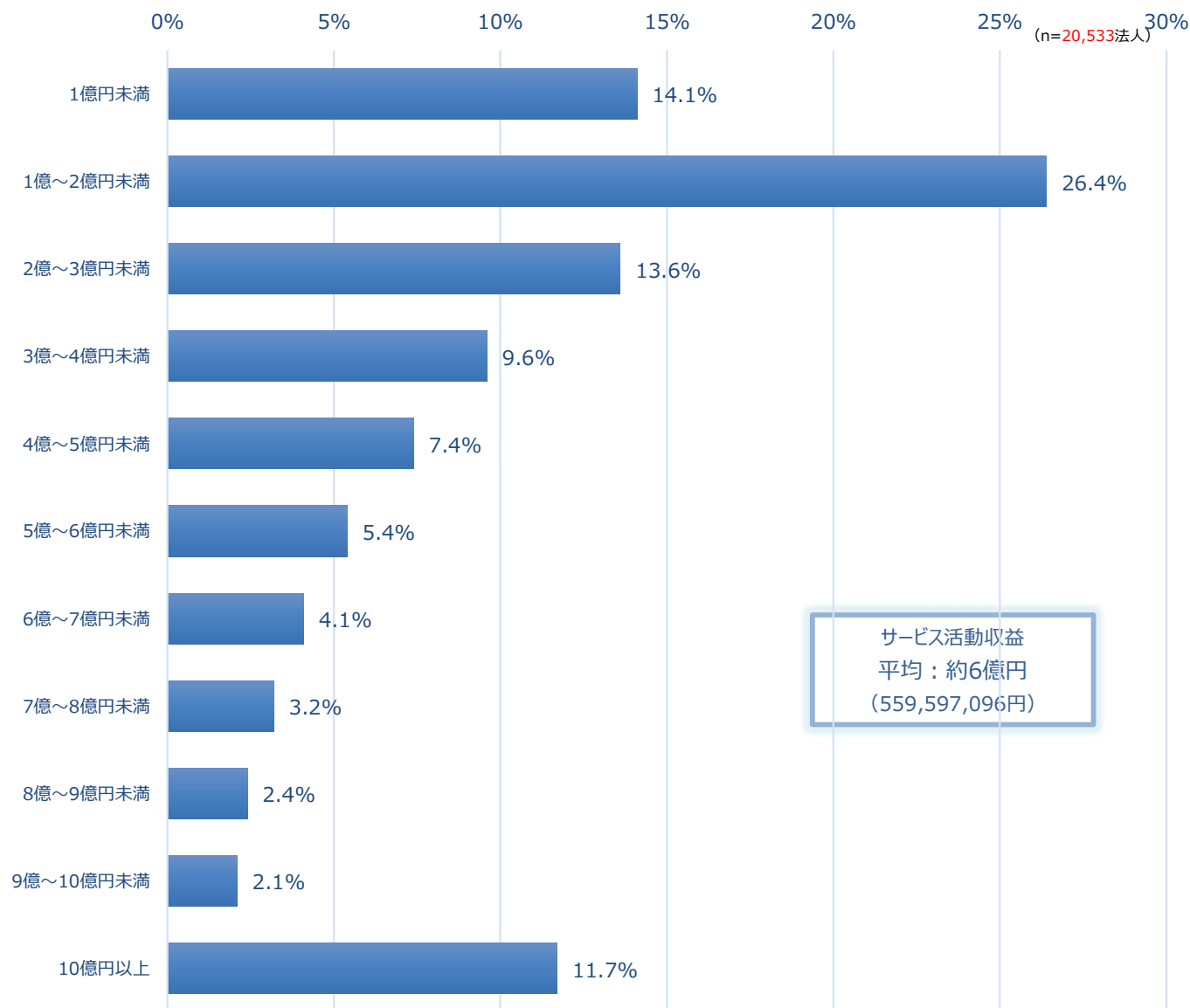


所在地(主たる事務所)別法人数

- ・社会福祉法人の所轄庁から登録のあった社会福祉法人(20,941法人)の基本情報に基づき、その法人数を「所在地(主たる事務所)別」に集計した結果である。

※出典:社会福祉法人電子開示システム(現況報告書(平成31年4月1日現在)等)データ

「サービス活動収益」の規模別の法人の割合



→ 「サービス活動収益」の規模別の法人の割合

- ・ 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムにより、所轄庁に現況報告書等（現況報告書、計算書類及び社会福祉充実計画）の届出を行った社会福祉法人（20,533法人*）において、『「サービス活動収益」の規模別の法人の割合』について集計した結果である。
*分類が困難なデータを含む法人は集計から除外している。
- ・ 1億～2億円未満（26.4%）が最も多く、次いで、1億円未満（14.1%）、2億～3億円未満（13.6%）と続いている。
- ・ また、サービス活動収益の平均は約6億円である。

※出典：社会福祉法人電子開示システム（現況報告書（平成31年4月1日現在）等）データ

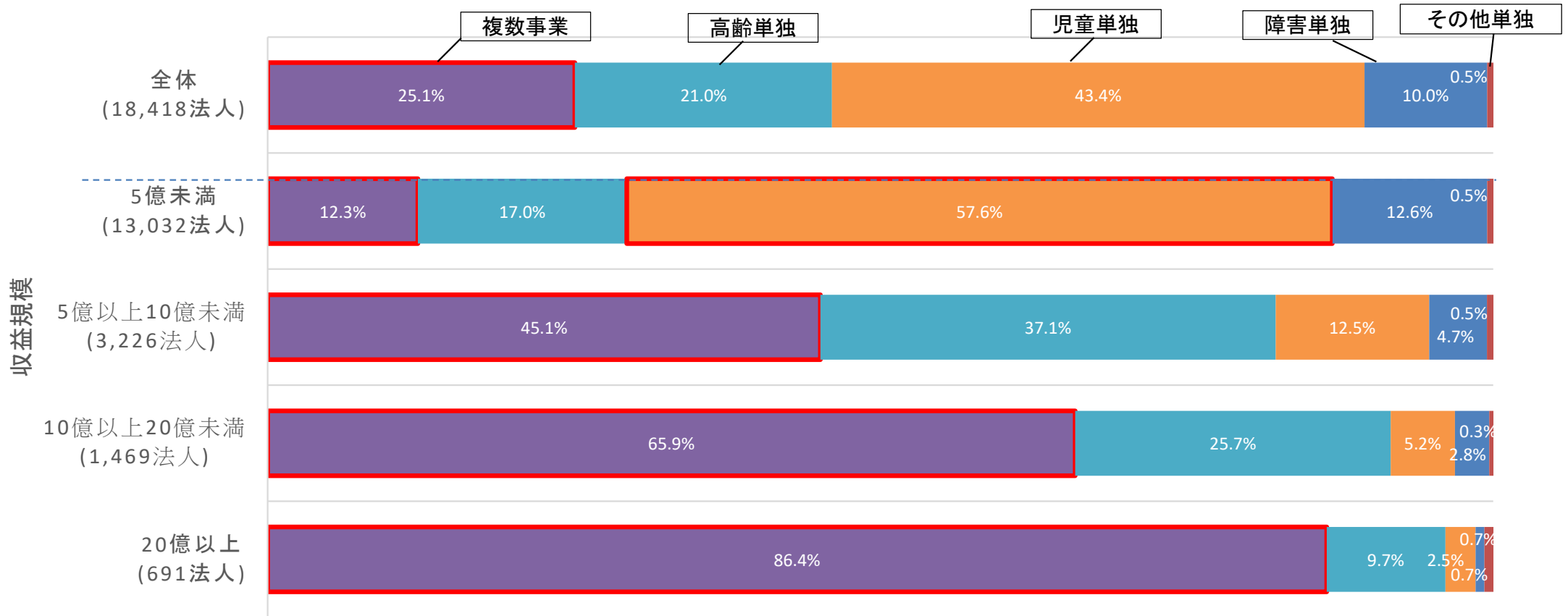
社会福祉法人の事業展開

○社会福祉法人の事業分野については、全体の約75%が単独事業分野の法人であり、収益規模が5億未満の場合は約88%が単独事業分野を実施しているのに対し、20億以上の場合は、約86%が複数の事業分野を実施している。

○収益規模が5億未満の社会福祉法人について、児童福祉分野のみを行う法人の割合が多い。

○ 収益規模別、社会福祉事業分野別の社会福祉法人の割合

※各法人が実施している社会福祉事業について、高齢、児童、障害、その他の4分野に分けて集計（複数の分野を実施している場合は、「複数事業」として分類）



※平成31年4月1日時点の現況報告書(福祉医療機構現況報告書開示システムより、厚生労働省福祉基盤課にて集計)
 ※社会福祉協議会、一部データに不備のある法人を除く。

社会福祉施設等における経営主体の参入の状況

区分	保育所等	障害分野	介護分野
総計	27,137 (100.0%)	140,283 (100.0%)	149,078 (100.0%)
行政	8,716 (32.1%)	2,518 (1.8%)	1,914 (1.3%)
社会福祉協議会	—	6,126 (4.4%)	4,861 (3.3%)
社会福祉法人	14,493 (53.4%)	41,137 (29.3%)	38,805 (26.0%)
その他	3,928 (14.5%)	90,502 (64.5%)	103,498 (69.4%)
（医療法人）	15 (0.1%)	4,076 (2.9%)	25,885 (17.4%)
（公益法人・日赤）	56 (0.2%)	508 (0.4%)	846 (0.6%)
（営利法人）	1,686 (6.2%)	59,631 (42.5%)	67,866 (45.5%)
（その他）	2,171 (8.0%)	26,287 (18.7%)	8,901 (6.0%)

※ 保育所等・障害分野：平成29年社会福祉施設等調査（平成29年10月1日現在）より抽出

介護分野：平成29年介護サービス施設・事業所調査（平成29年10月1日現在）より抽出

※なお、「社会福祉施設等調査」「介護サービス施設・事業所調査」はそれぞれの分野の施設・事業所数について集計したものであり、同一の社会福祉法人が複数の施設・事業所を運営している場合でも、重複してカウントがなされるため、「社会福祉法人」それぞれの分野の合計が社会福祉法人数となるものではない。

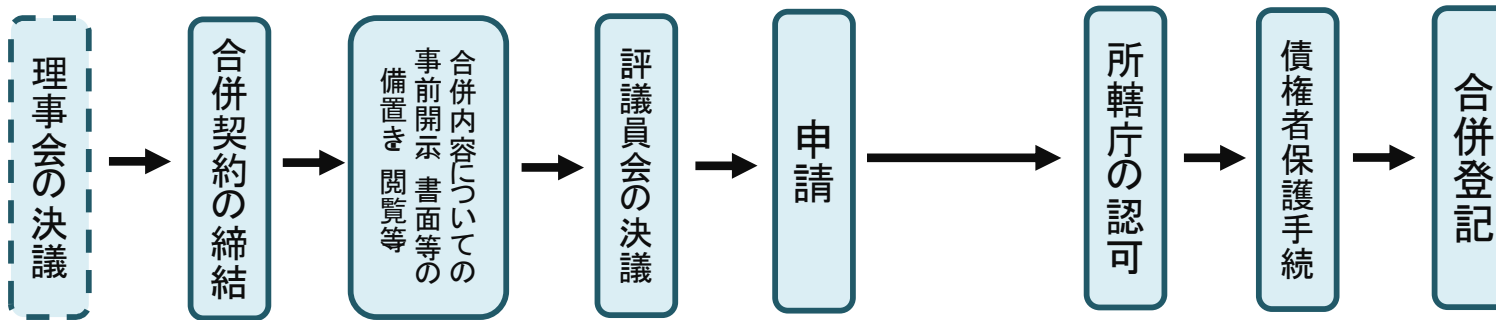
社会福祉法人の法人合併の現状

○社会福祉法人の合併認可件数は、年間10～20件程度で推移している。

○平成28年の社会福祉法人制度改革において、一般財団法人を参考に、合併に関する規定の整備を行った(平成29年4月施行)。

(※)合併契約に関する事項(記載事項、備置き・閲覧義務、承認手続等)の規定追加、合併・法人の種別(吸収合併(消滅法人・存続法人)、新設合併(消滅法人・設立法人))毎に必要な手続の規定追加 等

○ 社会福祉法人の法令上の合併の手続き



○ 合併認可件数(年度別)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1
件数	8	19	6	16	6	14	9	22	10	12	20

※出典:福祉行政報告例。ただし、社会福祉協議会・共同募金会・社会福祉事業団の件数を除く。

合併の種別、合併理由

○合併を行った社会福祉法人に対して実施した調査では、合併目的について、「業績不振法人の救済のため」との回答が最も多く、次いで、「人的資源の効率化、合理化のため」との結果であった。

○また、合併消滅法人の収益規模は、9割以上が5億円未満との回答であった。

合併目的(重複回答可)	回答件数	割合
業績不振法人の救済のため	44	84.6%
人的資源の効率化、合理化のため	24	46.2%
財務資源の効率化、合理化のため	20	38.5%
役員の後継者不足のため	10	19.2%

合併存続法人の実施事業	回答件数	割合
高齢	31	59.6%
障害	32	61.5%
児童	21	40.4%
その他	23	44.2%

合併存続法人の収益規模	回答件数	割合
1億円以上5億円未満	16	30.8%
5億円以上10億円未満	14	26.9%
10億円以上	20	38.5%

※他に規模の記載が無い法人が2ある。

○合併目的(その他の回答)

- ・質の高い多様な福祉サービスを総合的に推進するため。
- ・多様な支援機能を有することで、複雑化する対象者の支援ニーズに応えるため。
- ・領域の拡大に伴う一体的な福祉の増進

等

合併消滅法人の実施事業	回答件数	割合
高齢	28	53.8%
障害	17	32.7%
児童	26	50.0%
その他	14	26.9%

合併消滅法人の収益規模	回答件数	割合
1億円未満	12	23.1%
1億円以上5億円未満	35	67.3%
5億円以上10億円未満	3	5.8%
10億円以上	2	3.8%

※厚生労働省社会・援護局福祉基盤課実施アンケート結果(平成31年2月)
有効回答:52(一部項目に不備のある回答を含む。)

社会福祉法人の解散の状況について

- 社会福祉法人は、①評議員会の決議、②定款に定めた解散事由の発生、③目的たる事業の成功の不能、④合併（合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。）、⑤破産手続開始の決定、⑥所轄庁の解散命令 によって解散する。（社会福祉法第46条第1項）
- ①評議員会の決議又は③目的たる事業の成功の不能による解散は、解散の理由及び残余財産の処分方法を記載した申請書に財産目録や貸借対照表等を添付し、所轄庁に提出し、所轄庁の認可又は認定がなければ、その効力を生じない。
※②定款に定めた解散事由の発生又は⑤破産手続開始の決定による解散の場合、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。
- 社会福祉法人の解散認可又は認定件数は年間9件程度、解散命令件数は年間0～1件程度で推移している。

○ 解散認可又は認定件数（年度別）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1
件数	8	7	6	15	4	8	6	16	11	9	13

○ 解散命令件数（年度別）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1
件数	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0

※出典：福祉行政報告例。

社会福祉法人の事業展開に係るガイドラインについて

策定経緯

- 成長戦略フォローアップ（閣議決定）において、「希望する法人が、大規模化や協働化に円滑に取り組めるよう、（中略）2019年度中を目途に、好事例の収集やガイドラインの策定等を行う。」が示される。
- 社会福祉法人の事業展開等に関する検討会報告書に「希望する法人向けのガイドライン策定を進めるべき」との記述が入る。
- これらを踏まえ、令和元年度 社会福祉推進事業「社会福祉法人の事業拡大等に関する調査研究事業」において、経営者向けガイドライン案、実務担当者向けマニュアル案を検討した。
- 同推進事業でとりまとめられたガイドラインを元に、「社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン」を策定し、第25回福祉部会（R2.7.15）にて議論、原案どおり承認される。その後、パブコメを経て令和2年9月に基盤課長通知により周知。なお、実務担当者向けマニュアルについては、社会福祉推進事業の成果物として事務連絡にて周知（併せてHP掲載）。

（参考）成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）

（2）新たに講ずべき具体的施策

- i) 技術革新等を活用した効果的・効率的な医療・福祉サービスの確保
- ③ 医療・介護現場の組織改革や経営の大規模化・協働化
 - イ) 医療法人・社会福祉法人の経営の大規模化等

・社会福祉法人の事業の協働化・大規模化の促進方策等について、有識者による検討会を開催し、2019年度中に結論を得る。また、希望する法人が、大規模化や協働化に円滑に取り組めるよう、合併等の際の会計処理の明確化のための会計専門家による検討会による整理も含め、2019年度中を目途に、好事例の収集やガイドラインの策定等を行う。

（参考）「社会福祉法人の事業拡大等に関する調査研究事業」検討会委員

◎座長

荒牧登史治	独立行政法人福祉医療機構 経営サポートセンターリサーチチームチームリーダー
浦野 正男	全国社会福祉法人経営者協議会 地域共生社会推進委員会委員
児玉 安司	新星総合法律事務所 弁護士
澤田 和秀	日本知的障害者福祉協会 社会福祉法人経営の在り方検討委員会委員
菅田 正明	法律事務所 First Penguin 弁護士・社会保険労務士
高谷 俊英	全国私立保育園連盟 常務理事
竹中 淳哉	東京都福祉保健局指導監査部指導調整課 課長代理
◎ 松原 由美	早稲田大学人間科学学術院 准教授
皆川 恭英	全国老人福祉施設協議会 副会長
吉岡 浩二	日本公認会計士協会 社会福祉法人専門委員会専門委員

（参考）社会福祉法人の事業展開等に関する検討会報告書（令和元年12月）

1 社会福祉法人の連携・協働化の方法

（3）希望する法人が合併・事業譲渡に円滑に取り組めるような環境整備

所轄庁が合併等の手続きへの知見に乏しいとの意見や、実際に法人が合併等に苦勞したとの意見等を踏まえ、合併や事業譲渡、法人間連携の好事例の収集等を行い、希望する法人向けのガイドラインの策定（改定）を進めるべきである。

社会福祉法人の事業展開に係るガイドラインの概要

事業展開の種類と期待される効果

事業展開の基本的な考え方			
社会福祉法人が行う事業展開は、公益性・非営利性を十分に発揮し、社会福祉法人に寄せられている期待に応える非営利法人として、経営基盤を強化し良質かつ適切な福祉サービスの提供が実現しうる観点から行われるべき			
事業展開全体の効果	事業展開の種類と各々の効果		
	法人間連携	合併	事業譲渡等
<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな福祉サービスや複雑化、多様化した福祉課題への対応 ○ 一法人では対応が難しい課題への対応（外国人材の確保など） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 合併、事業譲渡等の手続きに比べ容易で、意思決定から実行までが短時間で済む 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営基盤の強化、事業効率化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人が一体となり、本部機能や財務基盤が強化され、事業安定性や継続性が向上等 ・ スケールメリットによる資材調達などのコスト削減 ○ サービスの質の向上、組織活性化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相手方法人の人材、ノウハウ、設備等資源の活用により、サービスの質の向上 ・ 職員間の意識向上、新たな法人風土の醸成 ○ 人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな領域の知識・技能・経験の交流により、スキル拡大・向上 ・ 外部講師招へい、外部研修参加機会の確保など、教育環境の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 合併の効果に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業継続が困難になっている社会福祉事業を事業譲渡により継続 ・ 事業譲受けによる即戦力資源の活用や新設、増設に比べ迅速な事業展開や事業化に関する負担軽減等

合併、事業譲渡等の主な手続きと留意点

合併、事業譲渡等に共通する事項		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人所轄庁等への事前相談 ○ 利用者や職員に対する十分な説明と理解の促進 ○ 寄附財産（租税特別措置法関係）や国庫補助を受けている財産について税務署、行政庁への相談 		
	合併	事業譲渡等
主な手続き	社会福祉法に規定される手続 <ol style="list-style-type: none"> ① 理事会、評議員会における合併契約の決議 ② 合併契約に関する書類の備置き及び閲覧等 ③ 合併の法人所轄庁の認可 ④ 債権者保護手続きにおける官報による公告 ⑤ 登記手続 ⑥ 事後開示、書面等の備置き・閲覧等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業を譲受ける法人 譲受ける事業について新規の許認可等の手続き ○ 事業を譲渡す法人 事業廃止などの各種手続き ○ 合併と異なり、包括承継がされないため、利用者、職員、調理、清掃などの委託業務等、土地、建物など事業に関連するものは、改めて契約行為が必要
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当事者法人の十分な協議、当事者間の適切な合意形成 ○ 消滅法人の退職役員に対する報酬について、社会福祉法に基づく手続きにより規定された基準を厳守 ○ 租税の取扱として、租税特別措置法第40条適用を継続する場合の申請 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の譲渡は、利用者へのサービス提供継続に資するために実施するもので、譲渡先法人の事業実施可能性等に関する事業所管行政庁へ事前協議の実施 ○ 相手方法人の関係者が特別の利益供与の禁止対象者（評議員、理事、監事、職員など）となる場合、特別の利益供与の禁止規定や利益相反取引の制限規定に抵触しないよう留意 ○ 資産を譲渡する際には、法人設立時等の寄附者の持分、剰余金の配分が無く、解散時の残余財産の帰属先が社会福祉法人、国庫等になっていることに留意し、法人外流出に当たらないよう、適正な評価を行った上で価格を検討 ○ 資産を譲受ける際には、不当に高価で譲受することは、法人外流出に当たる可能性があることに留意し、適正な評価を行った上で価格を検討 ○ 租税の取扱として、有償又は無償に関わらず、寄附財産の譲渡は租税特別措置法第40条適用の取消（納付義務） ○ 一般的に有償で譲渡する場合は国庫補助金の返還（納付義務）

社会福祉法人の今後の課題

(人口減少、少子高齢化、核家族化の進行など)



○ 複雑化、多様化する地域住民の福祉ニーズにいかに対応していくか

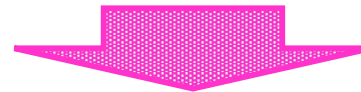
○ 近年、頻発する自然災害に対して、いかに利用者の生命・身体を守り、事業継続を図っていくか

○ 生産年齢人口が減少する中、他産業に増して、いかに人材を確保していくか、そのための魅力ある職場をいかにつくっていくか

○ 不採算であっても地域生活に不可欠な福祉サービスをどのように維持していくか

○ 地域ニーズの変化に対応した法人の事業展開をどのように考え、どのような経営戦略を持つか

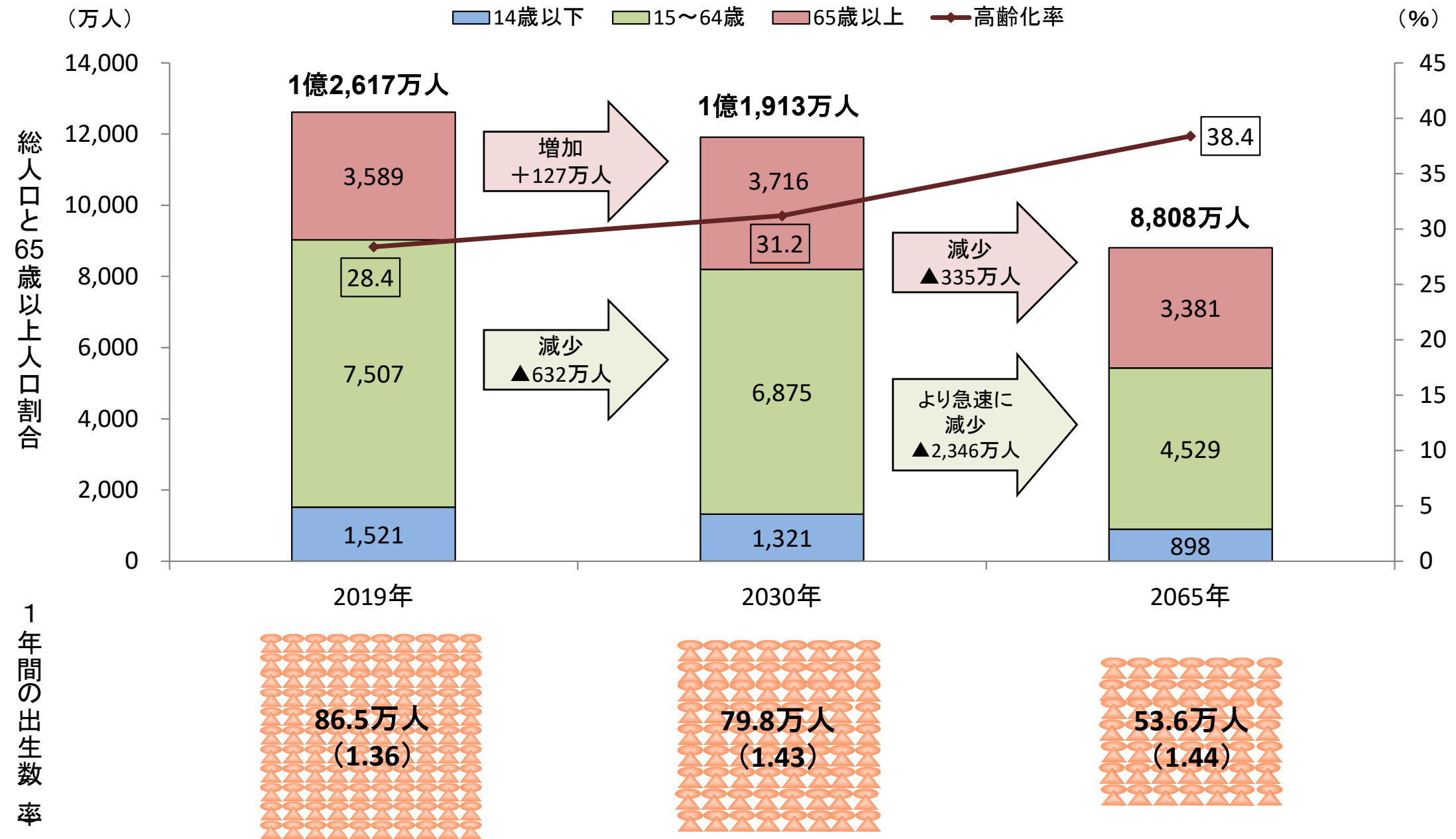
○ 地域の「公器」である社会福祉法人を次世代にいかに関引き継いでいくか



社会保障・社会福祉制度による対応に加え、個々の法人においてもどのようにこうした課題に対応していくか

2. 社会福祉連携推進法人制度の概要

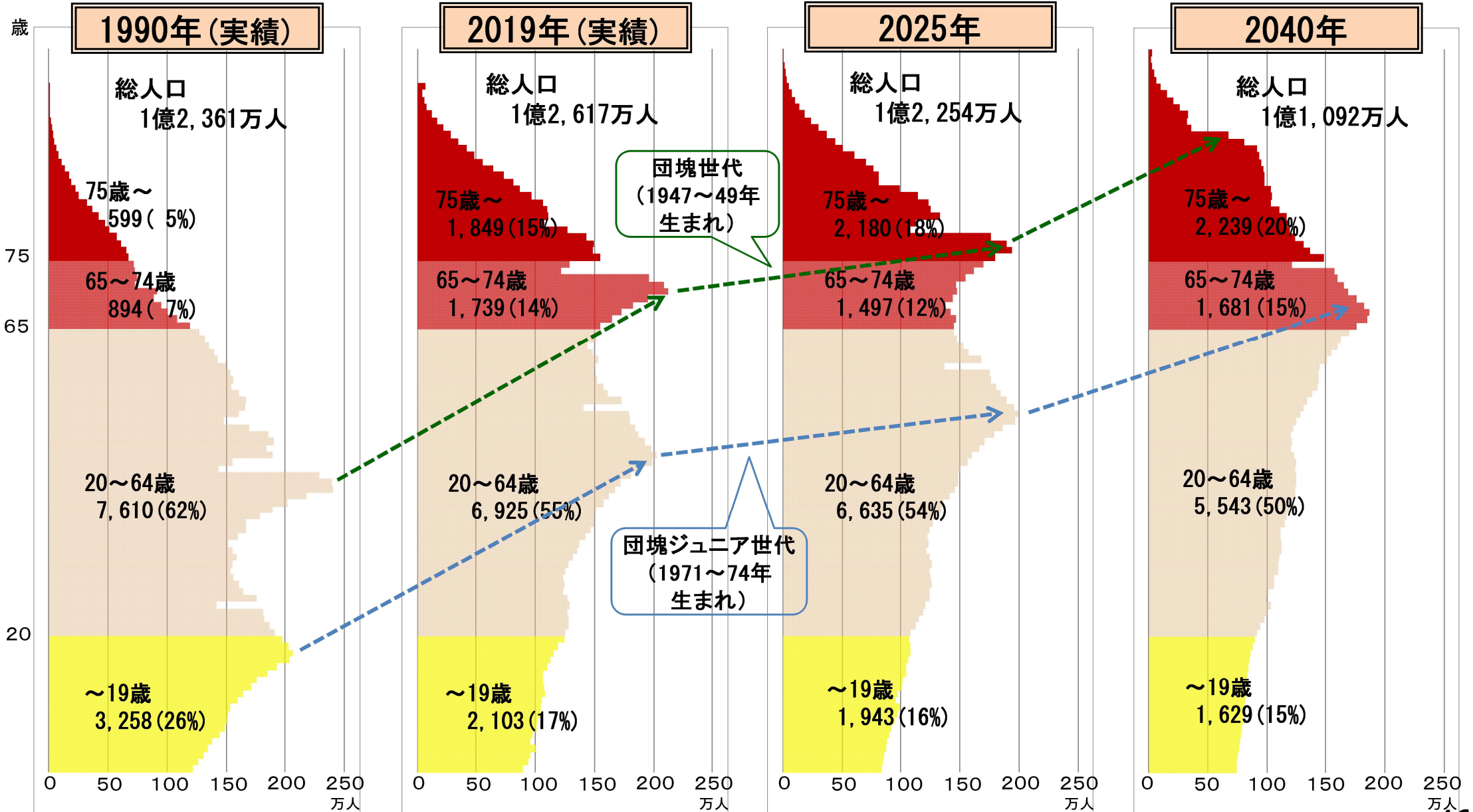
今後の人口構造の急速な変化



(出所) 総務省「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計):出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口) 厚生労働省「人口動態統計」

日本の人口ピラミッドの変化

○団塊の世代が全て75歳となる2025年には、75歳以上が全人口の18%となる。
 ○2040年には、人口は1億1,092万人に減少するが、一方で、65歳以上は全人口の約35%となる。



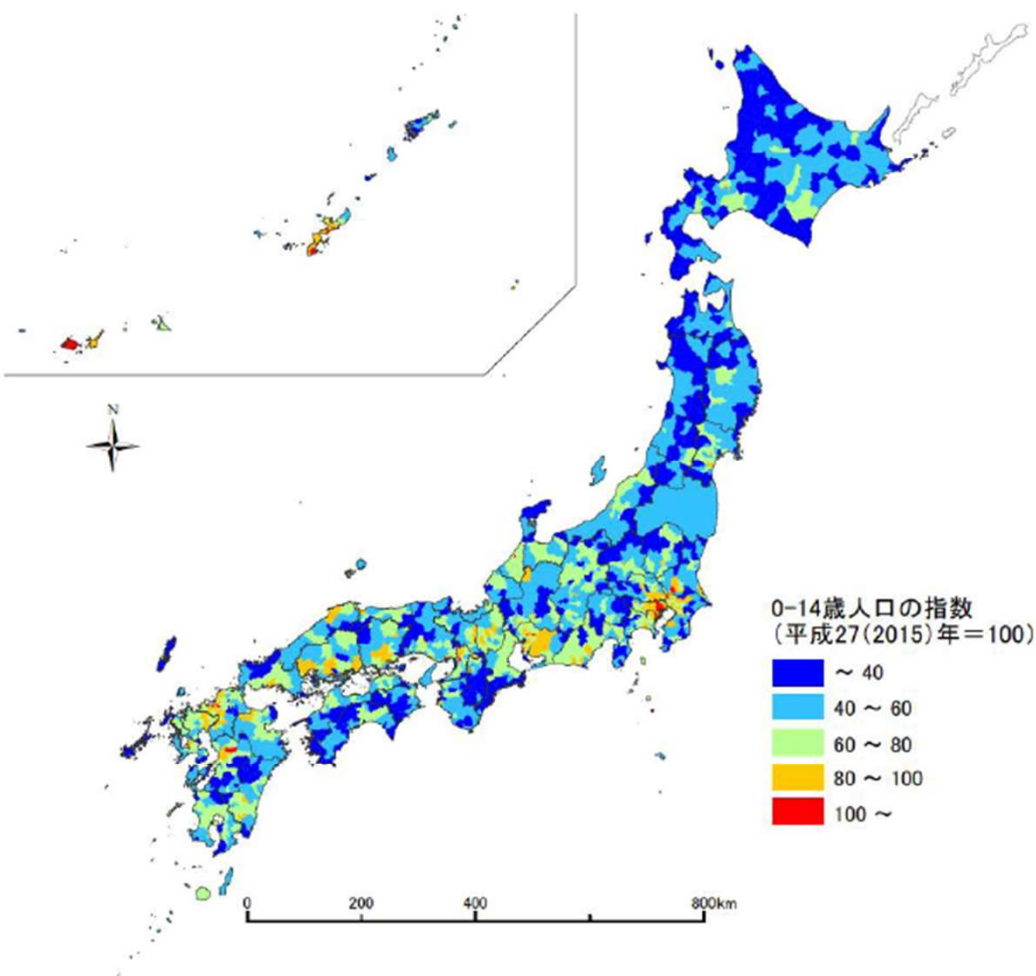
(出所) 総務省「国勢調査(年齢不詳をあん分した人口)」及び「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計):出生中位・死亡中位推計」

(参考) 地域別の少子高齢化の進展

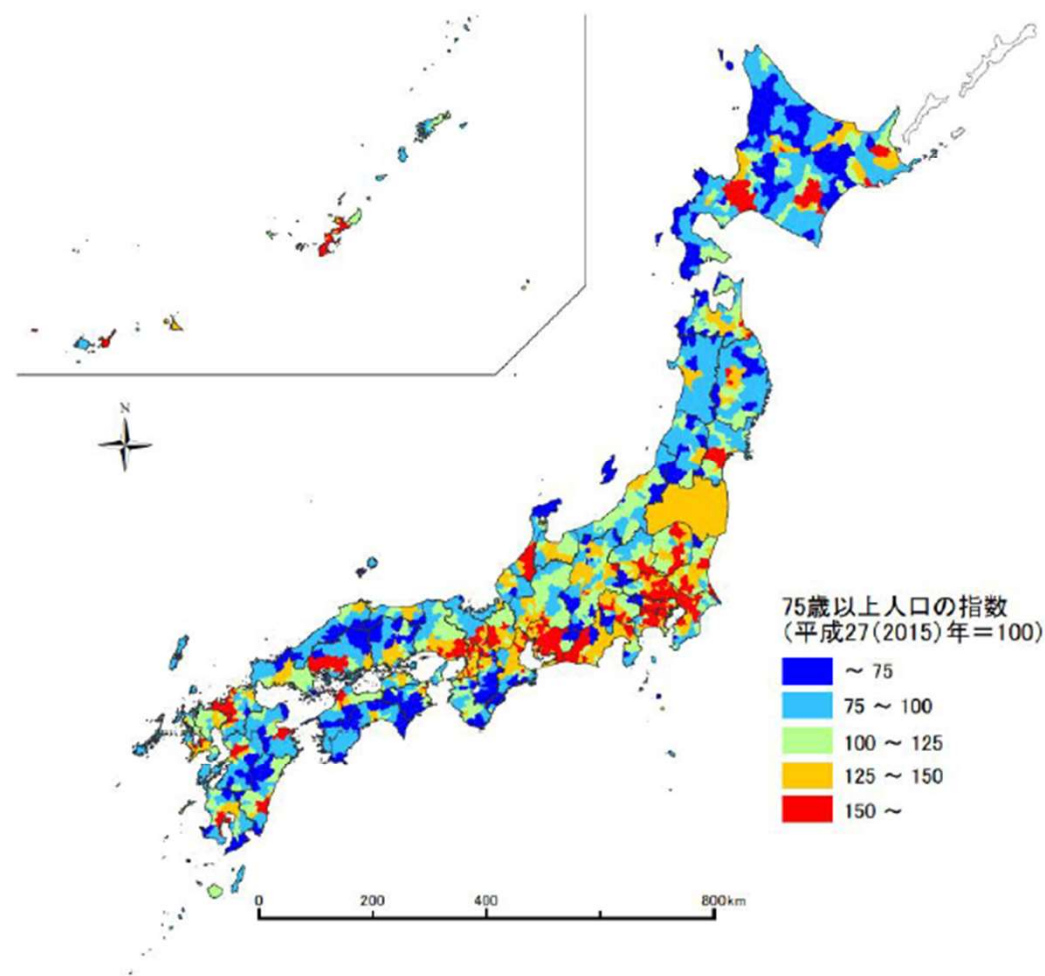
○2015年と比較して2045年の人口は、15歳未満は約19%減少し、75歳以上は約40%増加すると推計される。

○15歳未満の人口は全国的に減少する傾向。75歳以上の人口は大都市とその郊外を中心に増加する傾向にある一方で、北海道、四国、中国、東北では減少する市区町村の割合が高い。

○15歳未満の人口の指数



○75歳以上の人口の指数



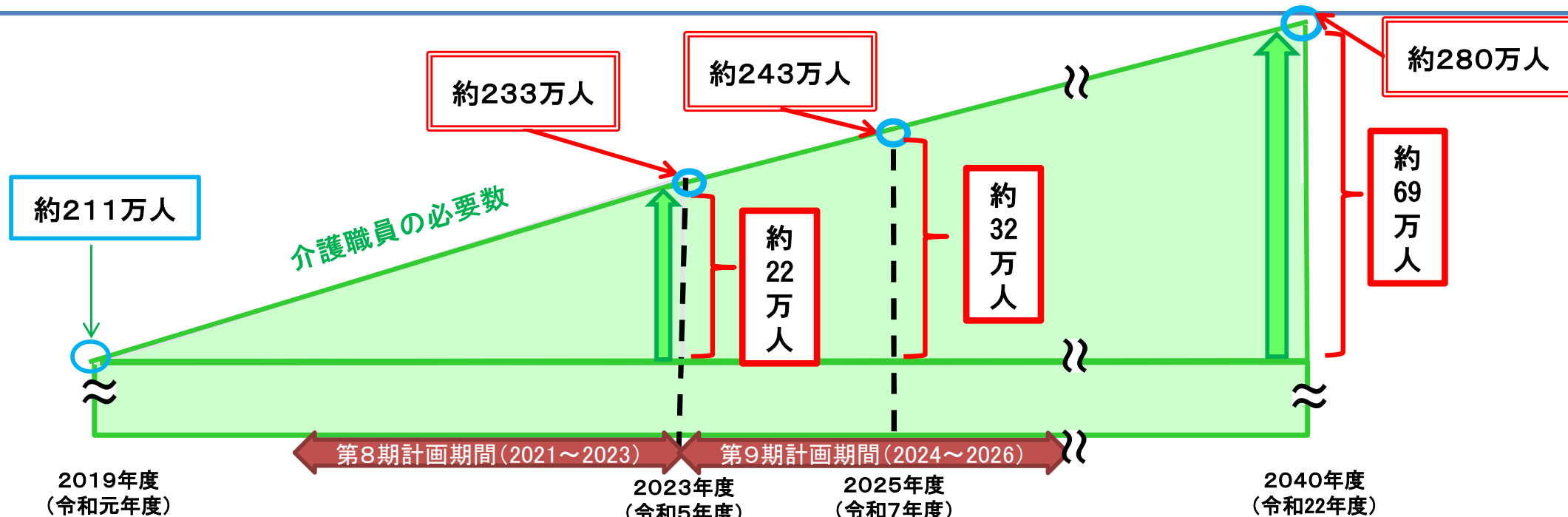
第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について

- 第8期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、
 - ・ 2023年度には約233万人（+約22万人（5.5万人/年））
 - ・ 2025年度には約243万人（+約32万人（5.3万人/年））
 - ・ 2040年度には約280万人（+約69万人（3.3万人/年））

となった。 ※（）内は2019年度（211万人）比

※ 介護職員の必要数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員の必要数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員の必要数を加えたもの。

- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



注1) 2019年度（令和元年度）の介護職員数約211万人は、「令和元年介護サービス施設・事業所調査」による。

注2) 介護職員の必要数（約233万人・243万人・280万人）については、足下の介護職員数を約211万人として、市町村により第8期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量（総合事業を含む）等に基づく都道府県による推計値を集計したものの。

注3) 介護職員数には、総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数を含む。

注4) 2018年度（平成30年度）分から、介護職員数を調査している「介護サービス施設・事業所調査」の集計方法に変更があった。このため、同調査の変更前の結果に基づき必要数を算出している第7期計画と、変更後の結果に基づき必要数を算出している第8期計画との比較はできない。

我が国の社会の変化と今後の福祉の在り方

日本の福祉制度の変遷と現在の状況

- 日本の社会保障は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきた。
- これにより、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、社会福祉の分野では、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになった。
- その一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化(社会的孤立、ダブルケア・いわゆる8050)している。これらの課題は、誰にでも起こりうる社会的なリスクと言えるが、個別性が極めて高く、対象者別の各制度の下での支援の実践において対応に苦慮している。

〈共同体機能の脆弱化〉

- 地域のつながりが弱くなり支え合いの力が低下するとともに、未婚化が進行するなど家族機能が低下
- 経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる日本型雇用慣行が大きく変化
血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」の機能の脆弱化

◆一方、地域の実践では、多様なつながりや参加の機会の創出により、「第4の縁」が生まれている例がみられる

〈人口減による担い手の不足〉

- 人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しており、例えば、近年大規模な災害が多発する中で災害時の支援ニーズへの対応においても課題となるなど、地域社会の持続そのものへの懸念が生まれている
- 高齢者、障害者、生活困窮者などは、社会とのつながりや社会参加の機会に十分恵まれていない

◆一方、地域の実践では、福祉の領域を超えて、農業や産業、住民自治などの様々な資源とつながることで、多様な社会参加と地域社会の持続の両方を目指す試みがみられる

⇒ 制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められている。

○ 経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日 閣議決定）

第3章 「経済・財政一体改革」の推進

4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

(1) 社会保障

(医療・介護サービスの生産性向上)

(略) 人口減少の中にあって少ない人手で効率的に医療・介護・福祉サービスが提供できるよう、AIの実装に向けた取組の推進、ケアの内容等のデータを収集・分析するデータベースの構築、ロボット・IoT・AI・センサーの活用を図る。また、診療能力向上のための卒前・卒後の一貫した医師養成過程を整備するとともに、総合診療医の養成を促進する。従事者の業務分担の見直し・効率的な配置、介護助手・保育補助者など多様な人材の活用、事業所マネジメントの改革等を推進する。介護の経営の大規模化・協働化により人材や資源を有効に活用する。

○ 経済政策の方向性に関する中間整理（平成30年11月26日 未来投資会議・まち・ひと・しごと創生会議・経済財政諮問会議・規制改革推進会議）

第2章 成長戦略の方向性 2. 全世代型社会保障への改革

③疾病・介護予防（保険者の予防措置へのインセンティブ）及び次世代ヘルスケア（「いつでもどこでもケア」）

(2) 次世代ヘルスケア（「いつでもどこでもケア」）

(複数の医療法人・社会福祉法人の合併・経営統合等)

・経営の安定化に向けて、医療法人・社会福祉法人それぞれの経営統合、運営の共同化の方策や、医療法人と社会福祉法人の連携方策を検討する。

○ 成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日 閣議決定）

Ⅱ. 全世代型社会保障への改革 5. 次世代ヘルスケア (2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 技術革新等を活用した効果的・効率的な医療・福祉サービスの確保 ③ 医療・介護現場の組織改革や経営の大規模化・協働化

イ) 医療法人・社会福祉法人の経営の大規模化等

・社会福祉法人の事業の協働化・大規模化の促進方策等について、有識者による検討会を開催し、2019年度中に結論を得る。

社会福祉法人の事業展開等に関する検討会

1 設置の趣旨

人口減少や急速な高齢化、地域社会の脆弱化等の社会構造が変化し、国民の抱える福祉ニーズの多様化・複雑化が進み、また、2040年に向け、生産年齢人口の減少による人手不足などの問題が更に深刻化する恐れがある中、社会福祉法人の事業展開等の在り方について検討を行うため、有識者による検討会を開催する。

2 主な検討項目

- ・ 複数法人による協働化等、社会福祉法人の事業の効率性やサービスの質の向上に向けた連携の促進方策について
- ・ 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の促進方策について 等

3 構成員 (敬称略・五十音順)

神田 浩之	京都府健康福祉部地域福祉推進課長	原田 正樹	日本福祉大学副学長
久木元 司	日本知的障害者福祉協会 社会福祉法人経営の在り方検討委員会委員長	藤井 賢一郎	上智大学総合人間科学部准教授
柴 毅	日本公認会計士協会常務理事	松原 由美	早稲田大学人間科学学術院准教授
◎田中 滋	埼玉県立大学理事長	松山 幸弘	一般財団法人キャノングローバル戦略研究所 研究主幹
千葉 正展	独立行政法人福祉医療機構 経営サポートセンターシニアリサーチャー	宮田 裕司	全国社会福祉法人経営者協議会 地域共生社会推進委員会委員長
塚本 秀一	全国私立保育園連盟常務理事	本永 史郎	全国老人福祉施設協議会 総務・組織委員会社会福祉法人改革対策本部長

(◎：座長)

4 開催経過

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| (第1回) 2019年4月19日 | 社会福祉法人制度の現状と課題等 |
| (第2回) 2019年5月15日 | 関係者からのヒアリング等 |
| (第3回) 2019年6月17日 | これまでの議論の整理について |
| (第4回) 2019年10月29日 | 社会福祉法人を中核とする非営利連携法人制度について |
| (第5回) 2019年11月29日 | 関係者からのヒアリング等 |
| (第6回) 2019年12月10日 | 報告書案について |

社会福祉法人の事業展開等に関する検討会 報告書（概要）

我が国の社会の人口動態を見ると、2025年に向けて高齢者人口が急速に増加した後、その増加が緩やかになる。また、大都市とその郊外では高齢者が増加する傾向にある一方で、地方では高齢者が増加せず、減少に転じる地域もみられる。さらに、担い手となる生産年齢人口の減少が2025年以降加速する。こうした人口動態の変化に加え、血縁、地縁、社縁といった共同体の機能の脆弱化といった社会構造の変化が起きており、子育てや介護、生活困窮など、福祉ニーズがますます複雑化・多様化してきている。

このため、社会福祉法人が、法人の自主的な判断のもと、地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供を可能とし、社会福祉法人の経営基盤の強化を図るとともに、複雑化、多様化する福祉ニーズに対応する観点から、住民に身近な圏域で様々な地域づくりの活動に参画する非営利セクターの中核として、福祉分野での専門性を生かし、地域住民の抱える様々な地域生活課題への対応を進められるようにするため、円滑に連携・協働化しやすい環境整備を図っていくべき。

○ 社会福祉法人の連携・協働化の方法

① 社会福祉協議会による連携や社会福祉法人の法人間連携

- ・ 社会福祉協議会の役割に鑑み、社会福祉法人の連携の中核として、都道府県域での複数法人間連携による地域貢献の取組を更に推進するなど、社会福祉協議会の積極的な活用を図っていくことが重要である。
- ・ 厚生労働省は、社会福祉協議会の連携の取組とも連携しながら、法人間連携を引き続き推進すべきである。

② 社会福祉法人を中核とする非営利連携法人制度の創設

- ・ 法人間連携の枠組みとして、社会福祉協議会を通じた連携や合併・事業譲渡があり、これらの方策についても活用できる環境の整備が重要であるが、社会福祉法人の非営利性・公益性等を踏まえつつ、社会福祉法人を中核とする非営利連携法人制度により、既存の方策の中間的な選択肢の創設を図るべきである。

③ 希望する法人が合併・事業譲渡に円滑に取り組めるような環境整備

- ・ 所轄庁が合併等の手続への知見に乏しいとの意見や、実際に法人が合併等に苦労したとの意見等を踏まえ、合併や事業譲渡、法人間連携の好事例の収集等を行い、希望する法人向けのガイドラインの策定を進めるべきである。
- ・ 組織再編に当たっての会計処理について、社会福祉法人は法人財産に持分がないことなどに留意しつつ、会計専門家による検討会で整理を進めるべきである。

○ 連携・協働化に向けた今後の課題

- ・ 今後、福祉サービスの質の向上のためには、本報告書で提言した手法が実際に機能するよう、厚生労働省が関係団体と協力して取り組む必要がある。
- ・ 現行の社会福祉法人の資金等の取扱いについて、法人本部の運営に要する経費に充当できる範囲を拡大するべきとの意見や、法人内の1年以上の貸付を認めるべきとの意見があり、この点については厚生労働省において、必要性、実施可能性も含めた検討を行うべきである。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)の概要

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会：子供・高齢者・障害者など全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会(ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定))

改正の概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求められることができると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

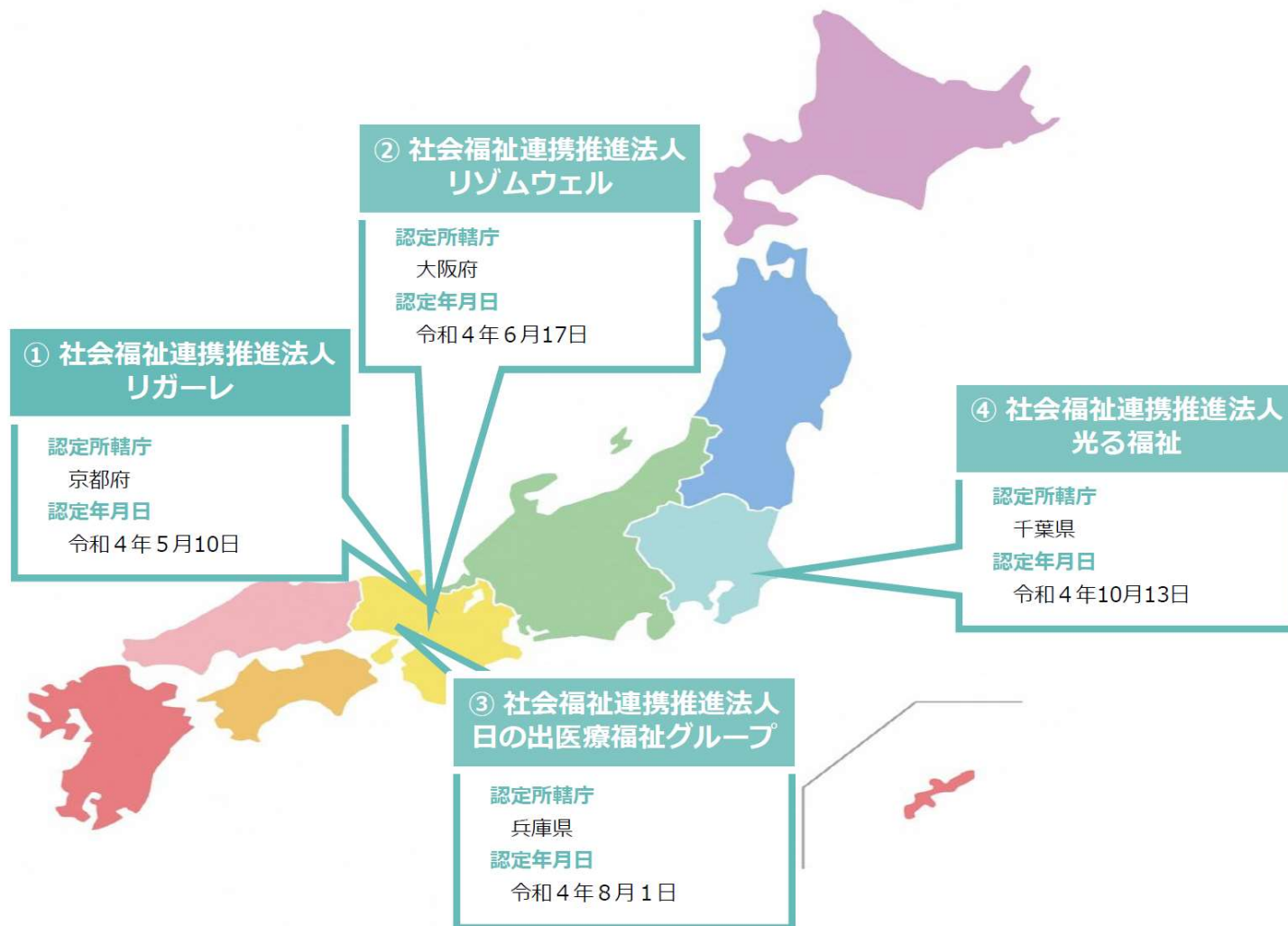
社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日(ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日)

社会福祉連携推進法人の設立状況について

- 令和4年10月13日現在、認定があった社会福祉連携推進法人は4法人。



社会福祉連携推進法人の設立相談について(窓口一覧)①

No	都道府県	部(局)	課(室)	係	電話番号
1	北海道	保健福祉部福祉局	地域福祉課	法人課案件	011-204-5268
2	青森県	健康福祉部	健康福祉政策課	地域福祉推進G	017-734-9281
3	岩手県	保健福祉部	地域福祉課	指導生保担当	019-629-5438
4	宮城県	保健福祉部	社会福祉課	団体指導班	022-211-2516
5	秋田県	健康福祉部	福祉政策課	監査班	018-860-1316
6	山形県	健康福祉部	地域福祉推進課	地域福祉・人権擁護担当	023-630-2268
7	福島県	保健福祉部	福祉監査課		024-521-7324
8	茨城県	福祉部	福祉政策課	地域福祉係	029-301-3157
9	栃木県	保健福祉部	指導監査課	子育て事業担当	028-623-3563
10	群馬県	健康福祉部	健康福祉課	地域福祉係	027-226-2518
11	埼玉県	福祉部	社会福祉課	社会福祉担当	048-830-3221
12	千葉県	健康福祉部	健康福祉指導課	法人指導班	043-223-2351
13	東京都	福祉保健局	指導監査部指導調整課	社会福祉法人担当	03-5320-4044
14	神奈川県	福祉子どもみらい局	地域福祉課	法人監査グループ	045-210-4819
15	新潟県	福祉保健部	福祉保健総務課	企業調整室(地域福祉担当)	025-280-5176
16	富山県	厚生部	厚生企業課	地域共生福祉係	076-444-3197
17	石川県	健康福祉部	厚生政策課	法人班	076-225-1413
18	福井県	健康福祉部	地域福祉課	福祉指導監査グループ	0776-20-0322
19	山梨県	福祉保健部	福祉保健総務課		055-223-1443
20	長野県	健康福祉部	健康福祉政策課	企業調整係	026-235-7093
			地域福祉課	地域支援係	026-235-7114
			介護支援課	施設係	026-235-7113
			障がい者支援課	施設支援係	026-235-7149
			保健・疾病対策課	心の健康支援係	026-235-7109
		県民文化部	こども・家庭課	保育係	026-235-7098
		こども・家庭課 児童相談・養育支援室		026-235-7099	
21	岐阜県	健康福祉部	健康福祉政策課	社会福祉法人監査係	058-272-8263
22	静岡県	健康福祉部福祉長寿局	福祉指導課	法人児童指導班	054-221-2324
23	愛知県	福祉高齢福祉部	福祉総務課監査指導室	法人監査グループ	052-954-6260
24	三重県	子ども・福祉部	福祉監査課	法人監査班	059-224-2258
25	滋賀県	健康医療福祉部	健康福祉政策課	指導監査係	077-528-3516
26	京都府	健康福祉部	地域福祉推進課	福祉人材・法人指導係	075-414-4678
27	大阪府	福祉部	地域福祉推進室 福祉 人材・法人指導課	法人指導グループ	06-6944-7084
28	兵庫県	福祉部	総務課	法人監査指導班	078-362-3185
29	奈良県	福祉医療部	地域福祉課	地域福祉推進係	0742-27-8503
		福祉医療部	障害福祉課	総務・施設係	0742-27-8514
		福祉医療部医療・介護保健局	介護保健課	施設整備係	0742-27-8534
		福祉医療部医療政策局	疾病対策課	精神保健係	0742-27-8683
	文化・教育・くらし創造部	奈良こどもくみ課	保育係	0742-27-8504	
	こども・女性局	こども家庭課	児童虐待対策係	0742-27-8605	

社会福祉連携推進法人の設立相談について(窓口一覧)②

No	都道府県	部(局)	課(室)	係	電話番号
30	和歌山県	福祉保健部福祉保健政策局	福祉保健総務課	社会福祉・援護班	073-441-2475
31	鳥取県	福祉保健部ささえあい福祉局	福祉監査指導課	法人指導担当	0857-26-7143
32	島根県	健康福祉部	地域福祉課	福祉基盤・指導監査スタッフ	0852-22-5253
33	岡山県	保健福祉部	保健福祉課	指導監査室	086-226-7918
34	広島県	健康福祉局	医療介護基盤課	法人指導・老人福祉施設グループ	082-513-3149
35	山口県	健康福祉部	厚政課	地域保健福祉班	083-933-2724
36	徳島県	保健福祉部	保健福祉政策課	地域共生・援護担当	088-621-2938
37	香川県	健康福祉部	健康福祉総務課	生活福祉・法人指導グループ	087-832-3257
38	愛媛県	保健福祉部社会福祉医療局	保健福祉課	企画係	089-912-2383
39	高知県	子ども・福祉政策部	長寿社会課	企画調整係	088-823-9630
40	福岡県	福祉労働部	福祉総務課	地域福祉係	092-643-3243
41	佐賀県	健康福祉部	社会福祉課	監査担当	0952-25-7053
42	長崎県	福祉保健部	福祉保健課	地域福祉班	095-895-2416
43	熊本県	健康福祉部長寿社会局	社会福祉課	指導監査班	096-333-2196
44	大分県	福祉保健部	保護・監査指導室	高齢・介護施設監査班	097-506-2633
45	宮崎県	福祉保健部	指導監査・援護課	法人指導担当	0985-44-2607
46	鹿児島県	くらし保健福祉部	社会福祉課	指導監査係	099-286-2824
47	沖縄県	子ども生活福祉部	福祉政策課		098-866-2177

社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会

1 設置の趣旨

- 社会福祉連携推進法人制度の施行に向け、その具体的な運営の在り方等について検討を行う。

2 構成員(敬称略・五十音順)

川原 丈貴	川原経営グループ 代表
(座長) 田中 滋	埼玉県立大学 理事長
松原 由美	早稲田大学人間科学学術院 准教授
宮川 泰伸	独立行政法人福祉医療機構 福祉医療貸付部福祉審査課長
山田 尋志	地域密着型総合ケアセンターきたおおじ 代表

3 検討項目等

- 2020年11月に社会・援護局局長の下、本検討会を設置し、以下のような項目について、議論を進める。

(1) 社会福祉連携推進法人の業務内容

- ・ 地域共生社会の実現に資する業務の実施に向けた種別を超えた連携支援
- ・ 災害対応に係る連携体制の整備
- ・ 社会福祉事業の経営に関する支援
- ・ 社員である社会福祉法人への資金の貸付
- ・ 福祉人材不足への対応(福祉人材の確保や人材育成)
- ・ 設備、物資の共同購入

(2) 社会福祉連携推進法人のガバナンスルール

- ・ 社員の範囲
- ・ 社員の議決権の取扱い
- ・ 評議会の運営

(3) 社会福祉連携推進法人による貸付けの実施方法 等

4 開催経過

2020年11月9日	第1回	社会福祉連携推進法人の施行に向けた検討について
2020年12月10日	第2回	山田構成員からのヒアリング、論点整理(社会福祉連携推進業務①)
2021年2月9日	第3回	論点整理(社会福祉連携推進業務②)
2021年3月8日	第4回	論点整理(社会福祉連携推進業務③・法人ガバナンスルール等)
2021年4月26日	第5回	とりまとめ案について

社会福祉連携推進法人制度の創設について

- 人口動態の変化や福祉ニーズの複雑化・複合化の中で、社会福祉法人は、社会福祉法人の経営基盤の強化を図るとともに、こうした福祉ニーズに対応することが求められている。
- このため、社会福祉法人間の連携方策として、「社会福祉協議会や法人間の緩やかな連携」、「合併、事業譲渡」、「社会福祉法人の新設」に加え、新たな選択肢の一つとして、社会福祉法人を中核とする非営利連携法人である「社会福祉連携推進法人」を創設する。

(※) 合併認可件数は、年間10～20件程度。

(→ 社会福祉法人等が、法人の自主的な判断のもと、円滑に連携・協働しやすい環境整備を図る。)

社会福祉連携推進法人(一般社団法人を認定)

【社員総会】(連携法人に関する事項の決議)

↑ 連携法人の業務を執行

【理事会】(理事6名以上及び監事2名以上)

意見具申
(社員総会、理事会は意見を尊重)

【評議会】

(地域関係者(福祉サービスを受ける立場にある者、社会福祉に関する団体、地域福祉の実情を知る専門家等)の意見の集約)

要件を満たしたものを認定 監督

※ 所轄庁(都道府県知事、市長(区長)、指定都市の長、厚生労働大臣のいずれか) 社会福祉法人と同様。事業区域等により決定。

【社員の範囲】

- ・ 社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者
- ・ 社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者

【社会福祉連携推進業務】

- ・ 地域共生社会の実現に資する業務の実施に向けた種別を超えた連携支援
- ・ 災害対応に係る連携体制の整備
- ・ 社会福祉事業の経営に関する支援
- ・ 社員である社会福祉法人への資金の貸付
- ・ 福祉人材不足への対応(福祉人材の確保や人材育成)
- ・ 設備、物資の共同購入

※ 人材確保の業務の一環として、連携法人の社員(社会福祉事業を経営する者)が行う労働者の募集の委託について、一定の要件のもと、労働者の委託募集の特例を認める。

※ 社会福祉連携推進法人は、上記以外の業務について、社会福祉連携推進業務への支障を及ぼす恐れがない範囲で実施可能。社会福祉事業を行うことは不可。

社会福祉連携推進法人とこれまでの連携方策との比較

低



高

		特徴	主な項目の比較			
			参加可能な法人形態	参加、脱退の難易	地域	資金
緩やかな連携	自主的な連携、業務連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 合意形成が比較的容易 ○ 資金面、人事面も含めた一体的な連携は稀。 	限定なし	参加、脱退は法人の自主的判断	限定なし	対価性がある費用以外は法人外流出として禁止
	社会福祉協議会を通じた連携		限定なし	参加、脱退は法人の自主的判断	社協の圏域に限定（都道府県、市町村）	対価性がある費用以外は法人外流出として禁止
社会福祉連携推進法人		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 法人の自主性を確保しつつ、法的ルールに則った一段深い連携、協働化が可能 ➢ 連携法人と社員との資金融通を限定的に認める ➢ 社会福祉事業を行うことは不可 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者 ➢ 社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 参加、脱退は原則法人の自主性を尊重(社会福祉法人への貸付等の業務では一定の制約を検討) 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 限定なし(活動区域は指定) 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 社員である社会福祉法人から連携法人への貸付を本部経費の範囲内で認める
(法人レベル) 合併 (施設レベル) 事業譲渡		<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営面、資金面も一体になることで、人事制度も含めて一体経営が可能 ○ 経営権、人事制度の変更につながるため合意形成に時間を要する。(合併は年間10件程度) 	(合併) ・社会福祉法人(事業譲渡) ・限定なし	・参加は法人の自主的判断だが脱退は困難	限定なし	・同一法人であれば資金の融通は可能 ・事業譲渡の資金の融通は事例による

社会福祉連携推進法人設立による効果

① 複数法人が共同で一定の業務を行うことによるスケールメリットの導入、経営コストの縮減



② 複数法人が負担する会費等で運営される事務体制のシェアリング



⑥ 「地域における公益的な取組」の共同実施等による地域に不足するサービス資源の創出



地域福祉の一層の推進

個々の社員(社会福祉法人等)の経営基盤強化

⑤ 相談窓口間のリファー、空き定員の紹介等他法人が保有するサービス資源の共有



③ 連携推進法人としてのブランディングによる地域住民・求職者への訴求力強化



④ サービス手法、人材育成、新規事業所開設等他法人のノウハウの共有



連携推進法人の業務運営

その他業務から得られた収益は社会福祉連携推進業務に充当

- 会費等により、業務を実施。

社会福祉連携推進業務

その他業務

※ 社員以外に対する役務の提供や、社員以外も対象にした調査研究・出版等の事業が考えられる。

- 会費等により、理事会、社員総会等を運営。

※ 関係者に対する特別の利益供与は禁止。

(理事会)



(社員総会)



(社会福祉連携推進評議会)



【連携推進法人】

- 社員から会費等を徴収。

入会金

※ 連携法人立ち上げ費用等

会費

※ 法人の事務局運営費用等

委託費

※ 特定の事業の運営費用等

- 会費等により、事務職員や事務室を確保。

※ 社員の法人の事業に支障のない範囲で兼務・共用可。



会費等の支払義務 (一般法人法第27条)

社員A

社員B

社員C

社会福祉連携推進業務の実施、会計処理、役員報酬等基準の策定、計算書類等の作成、備置き・閲覧、情報公表等

社会福祉連携推進法人の活用例①【地域共生社会の実現に資する業務の実施に向けた種別を超えた連携支援】

【課題】

福祉ニーズの多様化の中で、地域共生社会の推進に対応できる法人が地域にない。個々の法人での対応が限定的になっている。

小規模法人において「地域における公益的な取組」を単独で実施する余力がない。

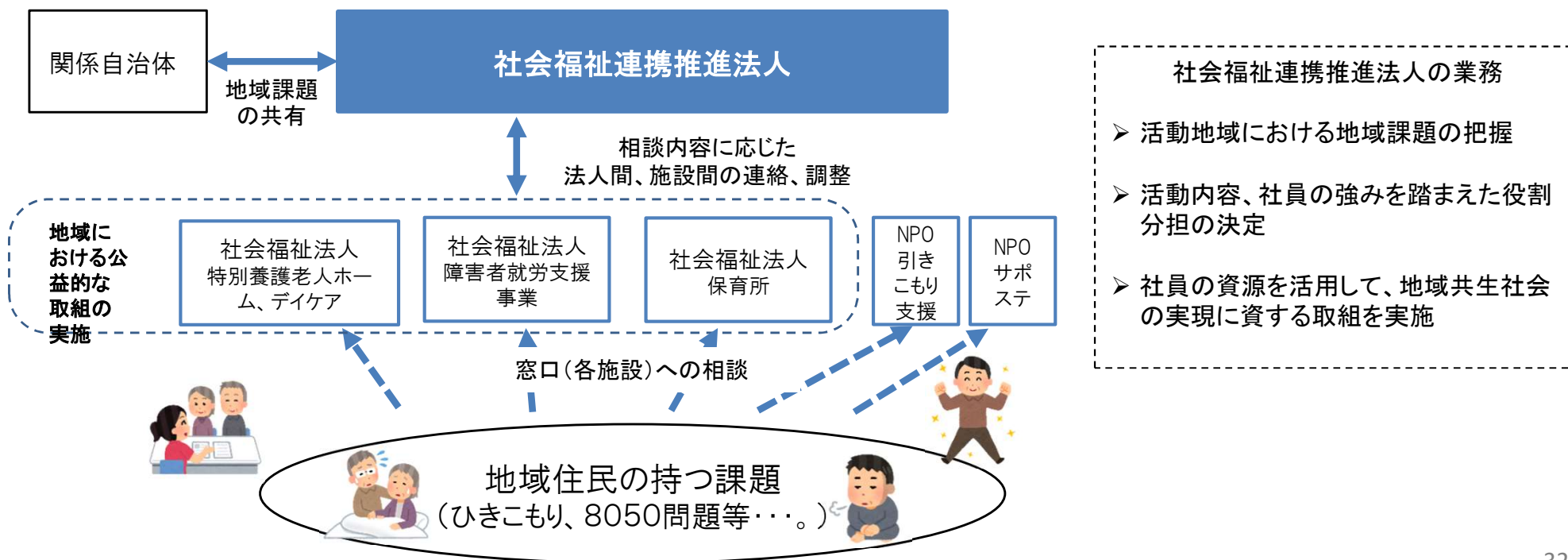
【対応策】

「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」を活用した、社協を中心とした法人間連携

合併等まで至らないが、地域共生社会に資するより強い連携が可能な制度

異なる種別の施設の統合を希望する法人が円滑に取り組めるための合併、事業譲渡等のガイドラインの改定

(例) 各社員(施設)を相談窓口として、地域の多様な福祉ニーズに対応



社会福祉連携推進法人の活用例②【災害対応に係る連携体制の整備】

【課題】

災害時における施設の継続や、被災後の受け入れ先に課題がある。

災害時に、地域の福祉に関する避難場所として期待が寄せられる存在であるが、災害支援拠点として準備、体制準備が十分でない。

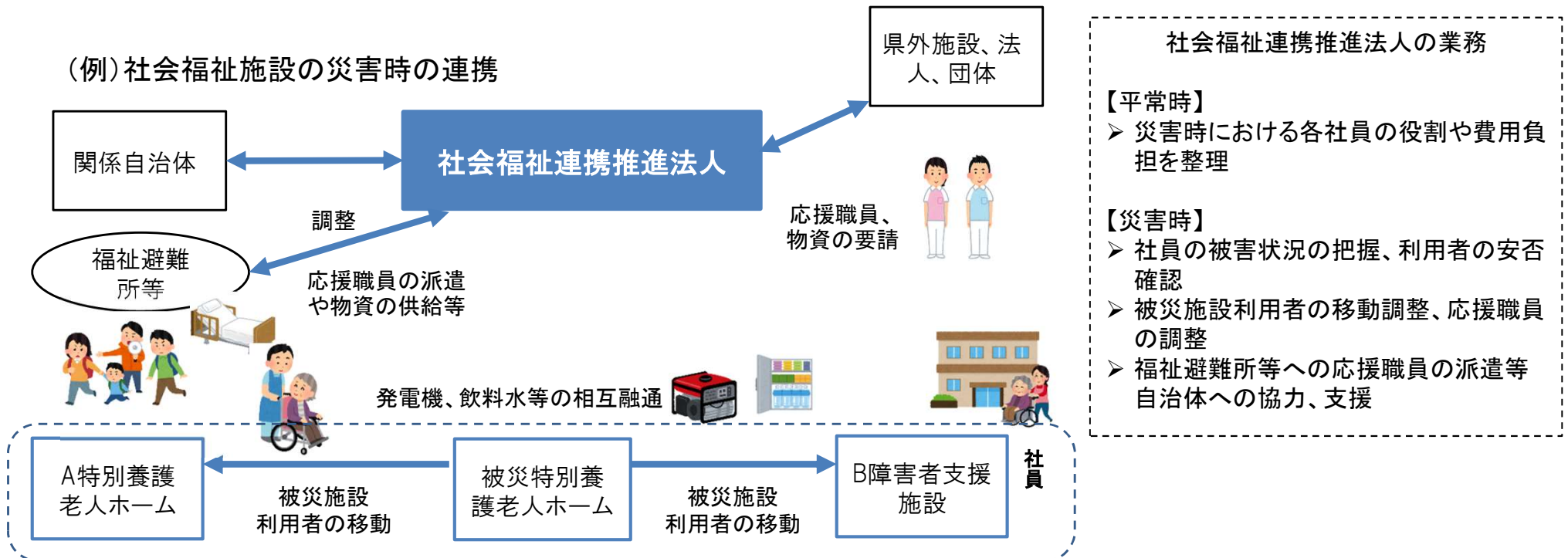
被災地では、社会福祉法人も大きなダメージを受け、職員自身も被災するなかで、個々の法人の対応だけでは、十分な体制を構築することは困難。

【対応策】

「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」を活用した、社協を中心とした体制構築

社協の圏域を超えて災害時の体制整備に資する連携が可能な制度の創設

(例) 社会福祉施設の災害時の連携



社会福祉連携推進法人の活用例③【社員である社会福祉法人への資金の貸付】

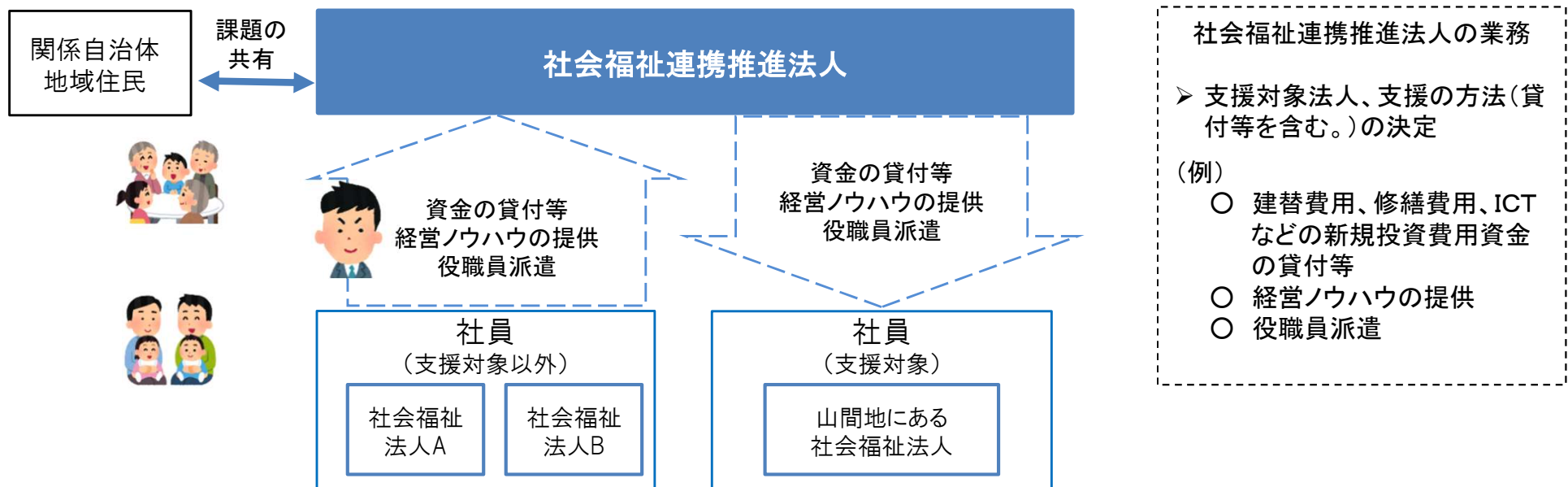
【課題】

人口減少により、福祉ニーズの総量が減少し、法人（施設）の経営が成り立たない。
 地域の他の社会福祉法人に対する支援を行いたいが、直接的な資金面の支援ができない。

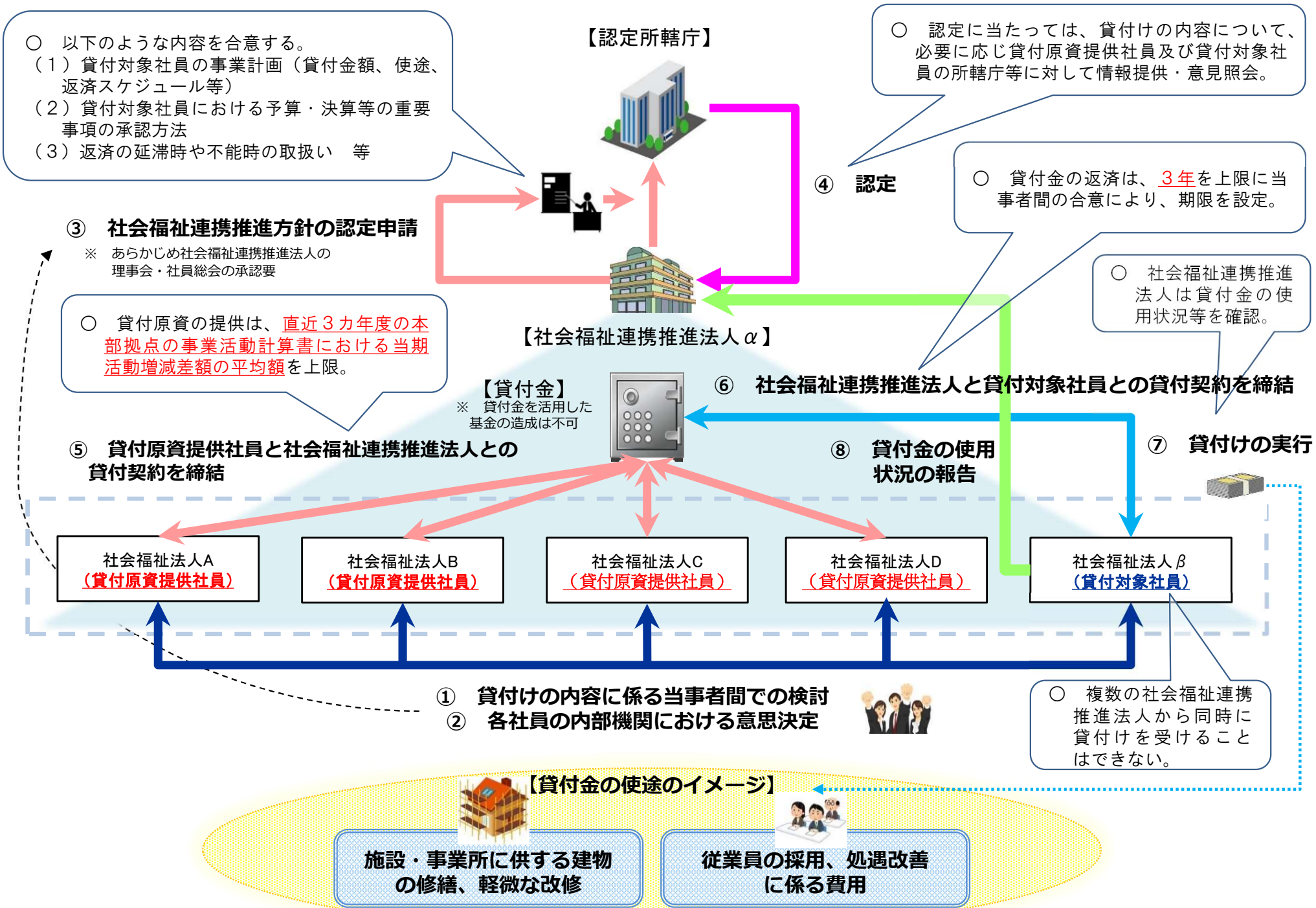
【対応策】

合併、事業譲渡より緩やかな形での社会福祉法人の経営基盤強化が可能な制度の創設
社会福祉事業の安定的な運営に必要な原資としての活用により希望する法人の円滑な事業譲渡や合併の取り組みを支援

(例) 山間地の社会福祉法人の支援



社会福祉連携推進法人が行う貸付けの基本スキーム



社会福祉連携推進法人の活用例④【福祉人材不足への対応】

【課題】

国内人材

- ・個々の法人で人材を募集しても、集まらない。募集に伴う経費が掛かる。離職率が高い。
- ・人材育成に悩んでいる。

外国人材

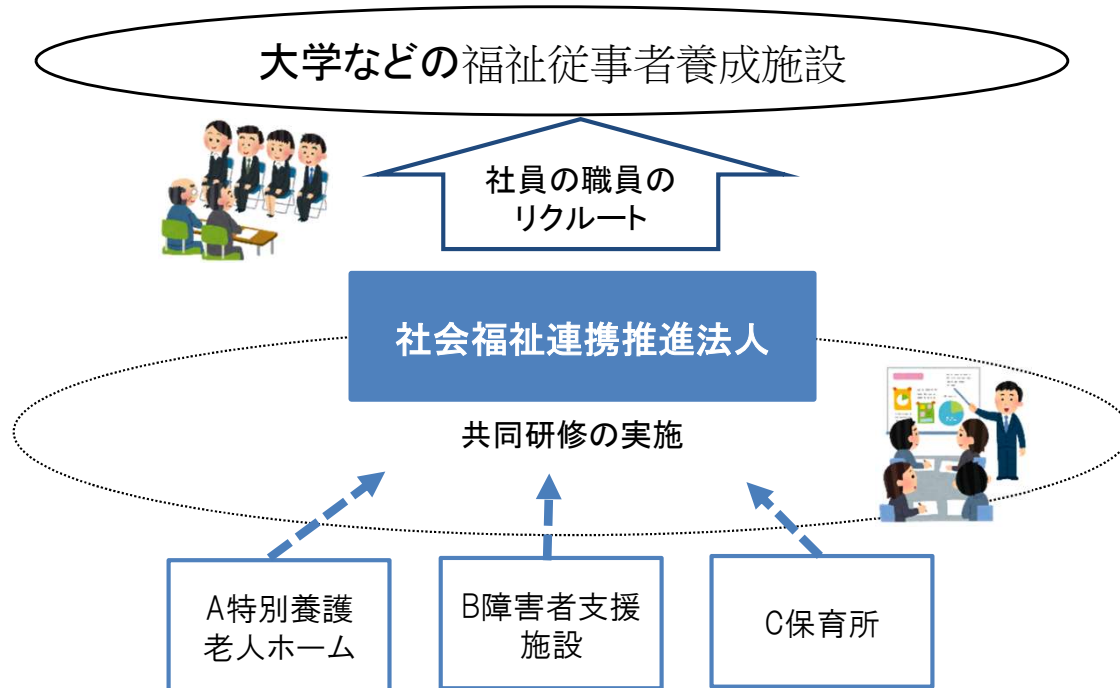
- ・どのように受入れて良いかわからない。
- ・技能実習生を受け入れるための監理団体の手数料が高い。
- ・受け入れた外国人材の生活をどのように支援して良いかわからない。



【対応策】

- ・地域医療介護総合確保基金等を活用した介護従事者の確保
- ・福祉人材センターによるマッチング支援
- ・外国人介護人材受入促進のための各種事業の実施
- ・社協を中心とした法人間連携による人材確保支援
- ・**国内人材確保・育成、外国人材確保において、地域に限定されず、より強い連携が可能な制度の創設**
- ・希望する法人が合併・事業譲渡に円滑に取り組めるためのガイドラインの改定等

(例)社員による職員の人材育成や採用活動の共同実施



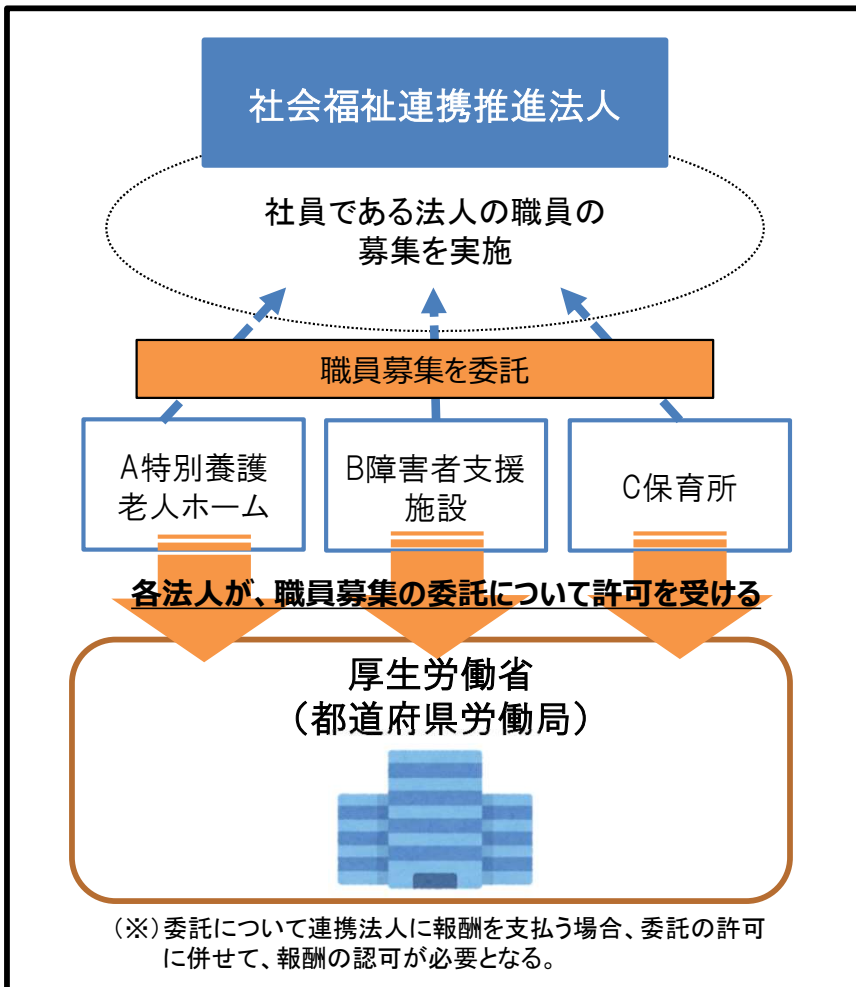
社会福祉連携推進法人の業務

- 社員の職員の人材確保業務の代行
人材のリクルートやマッチングなど、人材確保業務を代行する。
- 社員の職員の人材育成支援業務
社員の職員に対する研修の実施など社員の職員のキャリアアップを支援する。
- 社員間の人材交流支援
社員間で職員の人事交流を推進する。
- 労務管理支援
社員のキャリアパスや給与体系の共通化に向けた調整を行う。

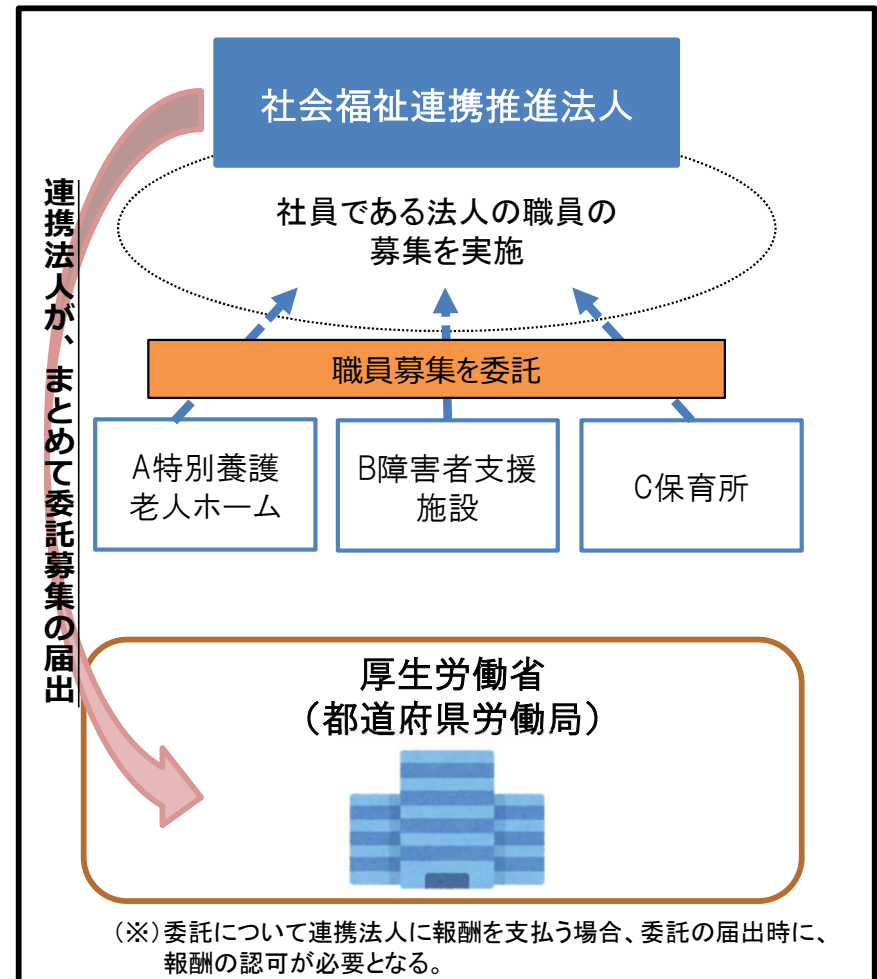
社会福祉連携推進法人の委託募集の特例の手続(イメージ)

- 社会福祉連携推進法人の人材確保の業務の一環として、連携法人の社員が行う労働者の募集の委託について、労働者の委託募集の特例を認める。
- 具体的には、特例がない場合、各法人が受けなければならない厚生労働大臣(都道府県労働局長)の委託募集に係る許可について、一定の要件のもと、連携法人による届出で実施可能とするもの。

<特例がない場合>



<特例がある場合>



(※)許認可等の権限の所在は、次のとおり。

- ・ 厚生労働大臣(自県外募集で、一の都道府県からの募集人員が30人以上のもの及び募集人員総数が100人以上のもの)
- ・ 都道府県労働局長(上記以外のもの)

社会福祉連携推進法人の活用例⑤【社会福祉事業の経営に関する支援、設備・物資の共同購入】

【課題】

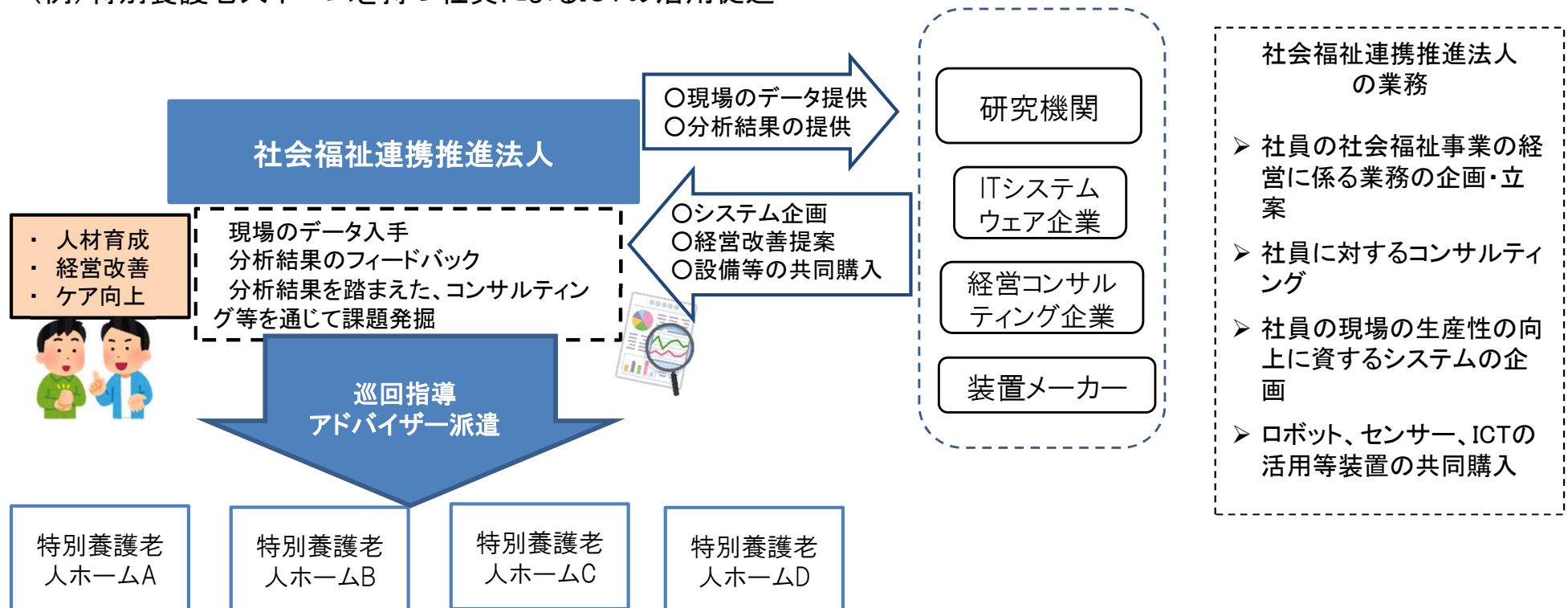
法人単独の社会福祉事業の機能強化には限界がある。ロボット、センサー、ICTの活用、経営管理が十分進まない現状にある。

【対応策】

法人間連携による社員の経営力の向上

社会福祉事業の経営力向上のための共同購入などより強い連携が可能な制度の創設

(例) 特別養護老人ホームを持つ社員によるICTの活用促進

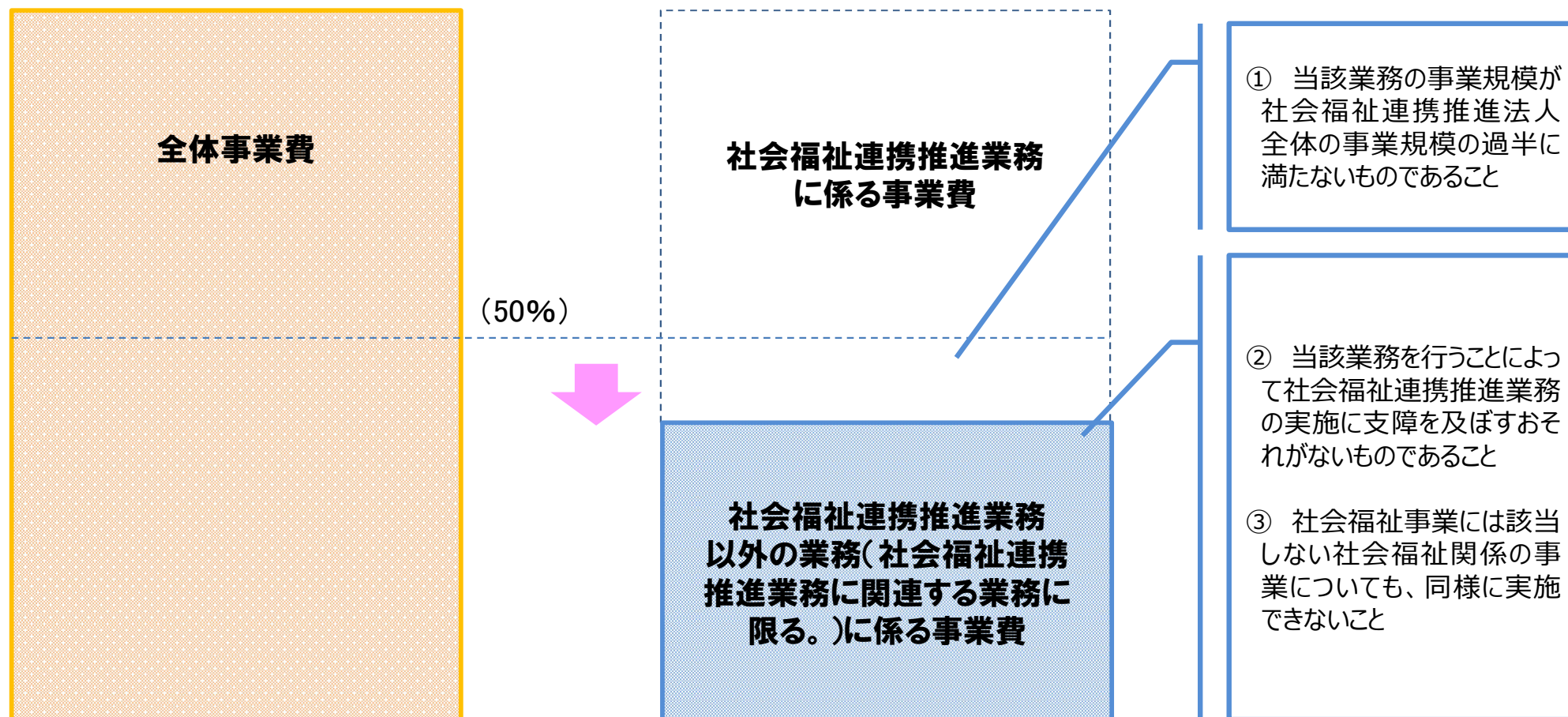


(参考) 社会福祉連携推進業務以外の業務について

○ 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進業務の遂行に支障がない範囲において、以下の要件を満たす社会福祉連携推進業務に関連する業務を行うことは可能とする。

- ① 当該業務の事業規模が社会福祉連携推進法人全体の事業規模の過半に満たないものであること
- ② 当該業務を行うことによって社会福祉連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること
- ③ 法第132条第4項に基づき、社会福祉事業を実施できないこととされており、社会福祉事業には該当しない社会福祉関係の事業についても、同様に実施できないこと

※ 対象者を社員の従業員に限定しているサービスは、社会福祉事業ではなく、社員による従業員への福利厚生の一環と整理できるため、人材確保等業務として実施可能である。



社会福祉連携推進法人の行う業務(まとめ) 1/2

	社会福祉連携推進業務			
	①地域福祉支援業務	②災害時支援業務	③経営支援業務	④貸付業務
内容	地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援	災害が発生した場合における社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援	社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援	資金の貸付けを通じた社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援
業務の要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域福祉の推進に係る取組であること ② 当該取組を社員が共同して行うものであること ③ 当該取組を連携推進法人が支援するものであること 	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害が発生した場合において、社会福祉事業を営む社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を確保するための取組であること ② 当該取組を社員が共同して行うものであること ③ 当該取組を連携推進法人が支援すること 	<ul style="list-style-type: none"> ① 社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図る取組であること ② 当該取組を連携推進法人が支援するものであること 	<ul style="list-style-type: none"> ① 社会福祉法人である社員に対する貸付けであること ② 当該貸付けに係る原資は、貸付けを受ける社員以外の社会福祉法人である社員から連携推進法人に対して貸付けを受けたものであること
業務の着眼点	いわゆる「地域における公益的な取組」を含め、社員が行う地域福祉に関する取組の促進に資する業務	災害時において、社員が提供する福祉サービスに係る事業継続性の確保や相互支援体制の整備などに資する業務	社員の経営の適正化又は効率化などに資する業務	貸付対象社員が行う社会福祉事業の継続に最低限必要と認められる経費であって、貸付対象社員が行う社会福祉事業の安定的な運営に必要な施設・設備の改修や職員の人件費等に係る経費であること
業務例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民の生活課題を把握するためのニーズ調査の実施 ・ ニーズ調査の結果を踏まえた新たな取組の企画立案、支援ノウハウの提供 ・ 取組の実施状況の把握・分析 ・ 地域住民に対する取組の周知・広報 ・ 社員が地域の他の機関と協働を図るための調整 ・ 社員の経営する施設又は事業所の利用者であって、判断能力が不十分なもの等に対する法人後見 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時支援ニーズの事前把握 ・ いわゆる業務継続計画の策定や避難訓練の実施 ・ 被災した社員の経営する施設等に対する被害状況調査の実施 ・ 被災施設等に対する応急的な物資の備蓄・提供 ・ 被災施設等の利用者の他施設への移送の調整 ・ 被災施設等で不足する人材の応援派遣の調整 ・ 地方公共団体との連絡・調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社員に対する経営ノウハウ等に関するコンサルティングの実施 ・ 賃金テーブルの作成等人事・給与システムに関するコンサルティングの実施 ・ 社員の財務状況の分析・助言 ・ 社会福祉法人会計に関する研修の実施等適正な財務会計の構築に向けた支援 ・ 社員の特定事務に関する事務処理の代行 ・ 社員の施設等における外国人材の受入れ支援（介護職種に係る技能実習の監理団体として行う業務に限る。） 	

社会福祉連携推進法人の行う業務(まとめ) 2/2

	社会福祉連携推進業務		その他業務
	⑤人材確保等業務	⑥物資等供給業務	
内容	社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修	社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給	社会福祉連携推進業務以外の業務であって、社会福祉連携推進業務に関連するもの
業務の要件	① 社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援 or ② 社員が経営する社会福祉事業の従事者の資質の向上を図るための研修	① 社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資であること ② 当該設備又は物資を連携推進法人が供給すること	
業務の着眼点	社員が提供する福祉サービスの従事者の確保、その職場への定着、資質の向上などに資する業務	社員の物資調達に係る費用の効率化、事務負担の軽減などに資する業務	
業務例	<ul style="list-style-type: none"> 社員合同での採用募集 出向等社員間の人事交流の調整 賃金テーブルや初任給等の社員間の共通化に向けた調整 社員の施設等における職場体験、現場実習等の調整 社員合同での研修の実施 社員の施設等における外国人材の受入れ支援（経営支援業務である介護職種に係る技能実習の監理団体として行う業務を除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> 紙おむつやマスク、消毒液等の衛生用品の一括調達 介護ベッドや車いす、リフト等の介護機器の一括調達 介護記録の電子化等ICTを活用したシステムの一括調達 社員の施設等で提供される給食の供給 	<ul style="list-style-type: none"> その他業務を行う場合は以下の要件を満たすことが必要。 ① その他業務の事業規模が連携推進法人全体の事業規模の過半に満たないものであること ② その他業務を行うことによって社会福祉連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること ③ 社会福祉事業その他社会福祉を目的とする福祉サービス事業でないこと

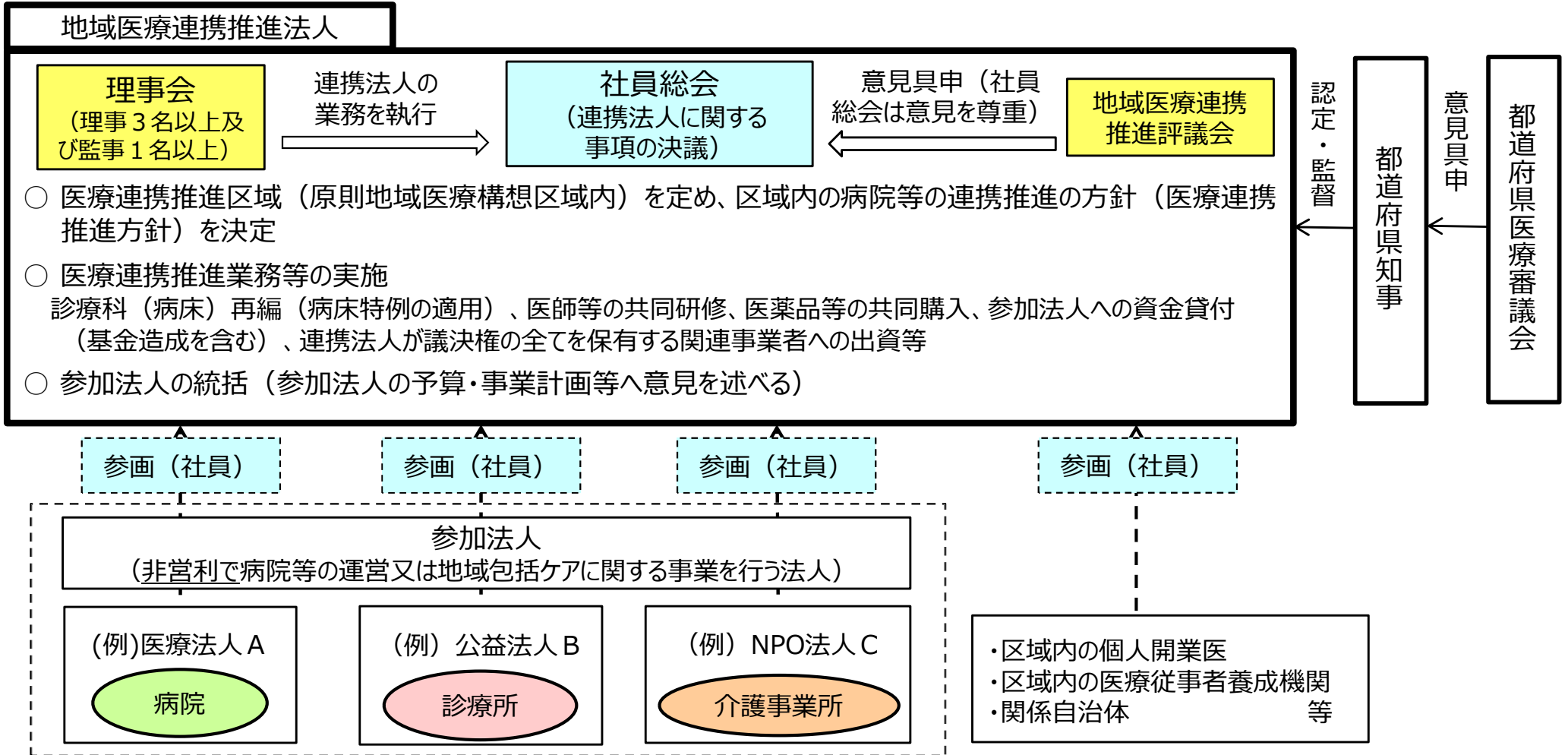
社会福祉連携推進法人の作成書類

書類	作成	備置き・閲覧	毎会計年度の届出	公表	備考	
定款	○ (一般法人法10)	○ (一般法人法14+法34の2)	×	○ (法59の2)	※ 定款変更の都度、公表 (法第144条の規定により準用される第59条の2第1項第1号)	
社会福祉連携推進方針	○ (法126)	○ (通知)	×	○ (通知)	※ 連携推進方針変更の都度、公表 (備置き・閲覧、公表の根拠については、通知で措置。)	
貸借対照表	○ (一般法人法123)	○ (一般法人法129+法45の32)	○ (法59)	○ (法59の2)	※ 毎会計年度、公表 (法第144条の規定により準用される第59条の2第1項第3号)	
損益計算書	○ (一般法人法123)	○ (一般法人法129+法45の32)	○ (法59)	○ (法59の2)	※ 毎会計年度、公表 (法第144条の規定により準用される第59条の2第1項第3号)	
事業報告	○ (一般法人法123)	○ (一般法人法129+法45の32)	○ (法59)	×		
附属明細書	○ (一般法人法123)	○ (一般法人法129+法45の32)	○ (法59)	×		
監査報告	○ (一般法人法99)	○ (一般法人法129+法45の32)	○ (法59)	×		
財産目録	○ (法45の34)	○ (法45の34)	○ (法59)	×		
役員等名簿	○ (法45の34)	○ (法45の34)	○ (法59)	○ (法59の2)	※ 毎会計年度、公表 (法第144条の規定により準用される第59条の2第1項第3号)	
社員名簿	○ (一般法人法31)	○ (一般法人法32)	×	×	※ 住所情報を除く、社員の一覧等については、事業の概要等の項目に位置付け、公表。	
役員報酬等基準	○ (法45の34)	○ (法45の34)	○ (法59)	○ (法59の2)	※ 社員総会の承認を受ける都度、公表 (法第144条の規定により準用される第59条の2第1項第2号)	
事業の概要等	現況報告書	○ (法45の34)	○ (法45の34)	○ (法59)	○ (法59の2)	※ 毎会計年度、公表 (法第144条の規定により準用される第59条の2第1項第3号)
	社会福祉連携推進評議会による業務の評価結果	○ (法127+通知)	○ (法45の34)	○ (法59)	○ (法136)	※ 毎会計年度、公表 (法第144条の規定により準用される第59条の2第1項第3号)
	事業計画	△ (定款上定めがある場合のみ)	○ (法45の34)	○ (法59)	×	※ 備置き・閲覧、届出は、定款上、作成の定めがある場合のみ必要

※ 「一般法人法○」は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」における根拠規定を、「法○」は、「社会福祉法」における根拠規定を示す。
 ※ 定款及び社会福祉連携推進方針については、その変更にあたって所轄庁の認可等が必要(第139条・第140条)であることから、毎会計年度の届出は不要。

(参考)地域医療連携推進法人制度の概要

- ・医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての、新たな法人の認定制度
- ・複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保



- 一般社団法人のうち、地域における医療機関等相互間の機能分担や業務の連携を推進することを主たる目的とする法人として、医療法に定められた基準を満たすものを都道府県知事が認定(認定基準の例)
 - ・ 病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院のいずれかを運営する法人が2以上参加すること
 - ・ 医師会、患者団体その他で構成される地域医療連携推進評議会を法人内に置いていること
 - ・ 参加法人が重要事項を決定するに当たっては、地域医療連携推進法人に意見を求めることを定款で定めていること

(参考)地域医療連携推進法人の参加法人に対するアンケート調査結果①

地域医療連携推進法人連絡会議(平成31年1月25日)参考資料②より抜粋

連携法人に参加して良かった点・期待を上回った点(主な意見)

※ 調査時点で認定を受けていた7の連携推進法人に参加している参加法人へアンケートを実施したもの。

○連携強化

- 連携法人参加施設同士の意見交換など、今まで一施設では得ることのできなかつた情報を得ることができるようになった。
- 他施設ご担当者様と顔の見える関係が得られ、様々な情報交換ができる点。
- 医療機関単体では発想できなかつた、実施が困難であった事業について、連携法人に参加していることで実施が可能となったこと。また、他の参加法人からも、そういった視点での事業提案がなされるようになっており、そういった土壌が構築されつつある点は期待を上回っている。
- 医療安全・院内感染症対策など他施設の蓄積されたノウハウなどの共有・指導が受けられる点。

○人材確保・人材派遣・人事交流

- 連携法人により専門的知識のある事務員を派遣してもらい、当法人のスキルアップ研修を行う事ができた。
- 連携法人内における看護師等の人事交流(出向)が進み、人材確保に苦戦している法人においては、助かっているものと評価しています。
- 連携推進法人参加の法人単独で運営してきた訪問看護ステーションを統合することによって安定した人材の確保と経営が期待されている。

(参考)地域医療連携推進法人の参加法人に対するアンケート調査結果②

連携法人に参加して良かった点・期待を上回った点(主な意見)

地域医療連携推進法人連絡会議(平成31年1月25日)参考資料②より抜粋

○人材育成、共同研修

- 医療従事者向け勉強会や研修業務が充実してきた。
- 法人の事業として医師育成活躍支援事業を行っている。この事業は医療介護総合確保事業の補助金を活用し、過疎地域に勤務する若手・中堅医師の医療技術の向上と地域医療の経験を積むために、研修・研鑽を行えるよう支援し、医師の地域偏在の解消を図ることを目的としている。事業の内容としては「研修のための代診医派遣」「構成病院内で行う研修会・カンファレンスの開催」「学会等の研修会参加」など。補助金を活用し研修会・学会等へ参加できるので、出張制限のある病院では好評である。また、テレビ会議システムを用いたセミナーを開催しており、地理的障害を解消し、セミナー参加の利便性向上等が図れている。
- 法人間の研究発表会に参加することで**職員の意識向上**に役立っている。

※ 調査時点で認定を受けていた7の連携推進法人に参加している参加法人へアンケートを実施したもの。

○経営上のメリット

- 医薬品共同購入により、**経費および業務の効率化**が図れた。
- 医療機器の共同購入などの情報が得られる点。
- 大型医療機器の購入や保守契約の価格交渉で優位となった。

○その他

- 地域を支えるステイクホルダーの考え方がわかったこと。
- **知名度が上がった**。
- 連携法人だとしても運営面の縛りが無い。
- 統合再編における役割について、関係者の理解が進んでおり、医師をはじめとしたスタッフについて優秀な人材の確保ができているほか、職員の新病院へのモチベーションが高まるなど期待した以上の効果が得られている。

3. 社会福祉連携推進法人の認定等

社会福祉連携推進法人の設立に向けた手順フロー

(一般社団法人の設立手続)

設立準備

- ・ 定款の内容や役員体制、役員報酬や会費の在り方、業務内容等について検討。
- ・ 一般社団法人の設立と同時に社会福祉連携推進認定の申請を行う場合は、一般社団法人の設立に係る基準のみならず、社会福祉連携推進認定に係る認定基準を踏まえたものを検討することが必要。

公証人による定款の認証

- ・ 原始定款を策定し、公証人による認証を受けることが必要。
 - ・ 原始定款において設立時役員を定めなかったときは、公証人の認証後、遅滞なくこれを定める必要。
- ※ 一般法人法
第十三条 第十条第一項の定款は、公証人の認証を受けなければ、その効力を生じない。

設立時役員の調査

- ・ 設立時役員は、選任後遅滞なく、当該一般社団法人の設立手続が法令又は定款に違反していないかを調査。
- ※ 一般法人法
第二十条 設立時理事（設立しようとする一般社団法人が監事設置一般社団法人である場合にあっては、設立時理事及び設立時監事。次項において同じ。）は、その選任後遅滞なく、一般社団法人の設立の手続が法令又は定款に違反していないことを調査しなければならない。

登記

- ・ 主たる事務所の所在地を管轄する法務局において登記することにより、一般社団法人が成立。
- ※ 一般法人法
第三百一条 一般社団法人の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内にななければならない。
- 一 第二十条第一項の規定による調査が終了した日
 - 二 設立時社員が定めた日

設立時社員総会

- ・ 社会福祉連携推進方針や役員報酬規程、会費規程、当該一般社団法人の成立の日における貸借対照表等を承認。
- ※ 一般法人法
第二百二十三条 一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

社会福祉連携推進認定の申請 (社会福祉法第127条)

- ・ 認定所轄庁に対し、社会福祉連携推進認定を申請。
- ・ 申請に当たっては、申請書に加え、定款、社会福祉連携推進方針その他社会福祉法施行規則に定める添付書類の添付が必要。

社会福祉連携推進認定 (社会福祉法第128条・第129条)

- ・ 認定所轄庁は、認定を通知し、その旨公示。

名称変更登記 (社会福祉法第130条第2項)

- ・ 一般社団法人の名称から社会福祉連携推進法人の名称への変更を登記。
- ・ 法務局への変更登記の申請に当たっては、社会福祉連携推進認定を受けたことを証する書面を添付。

※ その他、社会保険や労働保険、税務などの観点から、社会保険事務所や労働基準監督署、税務署等への手続が必要となる。

(社会福祉連携推進法人の認定手続)

社会福祉連携推進法人の認定等に関する手続

- 社会福祉連携推進法人の認定所轄庁は、社会福祉法人と同様、原則として、主たる事務所の所在地の都道府県が担うことになるが、市域において業務を行う場合は市、主たる事務所が指定都市にあって同一都道府県内で市域をまたがって業務を行う場合は指定都市、全国規模で行われる場合は国が担うこととなる。
- その上で、認定所轄庁は、以下のような役割を担うこととなる。

【認定手続】

○ 社会福祉連携推進認定

(認定の基準)
第百二十七条 所轄庁は、社会福祉連携推進認定の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について社会福祉連携推進認定をすることができる。(以下略)

○ 社会福祉連携推進認定の公示

(認定の通知及び公示)
第百二十九条 所轄庁は、社会福祉連携推進認定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨をその申請をした者に通知するとともに、公示しなければならない。

【認定後の変更手続】

○ 定款変更認可・届出受理

(定款の変更等)
第百三十九条 定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、社会福祉連携推進認定をした所轄庁(以下この章において「認定所轄庁」という。)の認可を受けなければ、その効力を生じない。(以下略)

○ 社会福祉連携推進方針の変更認定

(社会福祉連携推進方針の変更)
第百四十条 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進方針を変更しようとするときは、認定所轄庁の認定を受けなければならない。

○ 代表理事の選定・解職認可

(代表理事の選定及び解職)
第百四十二条 代表理事の選定及び解職は、認定所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

【認定取消手続】

○ 社会福祉連携推進認定の取消

(社会福祉連携推進認定の取消し)
第百四十五条 認定所轄庁は、社会福祉連携推進法人が、次の各号のいずれかに該当するときは、社会福祉連携推進認定を取り消さなければならない。(以下略)

○ 社会福祉連携推進認定取消の公示

(社会福祉連携推進認定の取消し)
第百四十五条
3 認定所轄庁は、前二項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。(以下略)

○ 社会福祉連携推進認定取消に係る変更登記の嘱託

第百四十五条第五項により準用される公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二十九条
6 社会福祉法第百三十九条第一項に規定する認定所轄庁は、同法第百二十六条第一項に規定する社会福祉連携推進認定の取消しをしたときは、遅滞なく、当該社会福祉連携推進法人の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に当該社会福祉連携推進法人の名称の変更の登記を嘱託しなければならない。(以下略)

【監督】

○ 社会福祉連携推進法人に対する監督

(監督)
第百四十四条により準用される第五十六条 認定所轄庁(第百三十九条第一項に規定する認定所轄庁をいう。以下同じ。)は、この法律の施行に必要な限度において、社会福祉連携推進法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は当該職員に、社会福祉連携推進法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。(以下略)

○ 一時役員・代表理事の選任

(役員等に欠員を生じた場合の措置)
第百四十三条により準用される第四十五条の六
2 この法律若しくは定款で定めた社会福祉連携推進法人の役員の数又は代表理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、認定所轄庁(第百三十九条第一項に規定する認定所轄庁をいう。)は、利害関係人の請求により又は職権で、一時役員又は代表理事の職務を行うべき者を選任することができる。

認定所轄庁の区分

	原則	例外		
	右記に該当しない場合	市域のみで事業を行う場合	市域を越えて1の都道府県の区域内で事業を行う場合	2以上の地方厚生局の管轄区域にわたり事業を行うものであって、厚生労働省で定める場合
主たる事務所が指定都市			① 社員の主たる事務所が全ての地方厚生局にわたり、かつ社会福祉連携推進業務の全てを行うもの（省令事項） 又は ② 社員の主たる事務所が全ての都道府県に所在し、かつ社会福祉連携推進業務のうち2以上の業務を行うもの（通知事項）	
国	×	×	×	○
都道府県	○	×	×	×
指定都市	×	○	○	×
市	×	○	×	×

社会福祉連携推進認定の基準

認定基準（社会福祉法第127条）		具体的内容
第1号	① <u>社会福祉連携推進業務を主たる目的としていること</u>	<ul style="list-style-type: none"> 定款上、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進する旨及び②地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化に資する旨が記載されていること 社会福祉連携推進業務に係る事業費が社会福祉連携推進法人全体の事業規模の過半を超えていること
第2号	② <u>社員が社会福祉法人、社会福祉事業を営業者等により構成され、その過半数が社会福祉法人であること</u>	<ul style="list-style-type: none"> 社員は法人であること 社員は2以上であること 社員は、①社会福祉法人、②社会福祉法人以外の社会福祉事業を営業者等により構成され、③その他社会福祉を目的とする福祉サービス事業を営業者等により構成され、④社会福祉事業等従事者を養成する機関を営業者等により構成される法人のいずれかであること 地方自治体は社員となることができないこと 社員の過半数が社会福祉法人であること 議決権の過半数が社会福祉法人であること
第3号	③ <u>社会福祉連携推進業務を適切かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎があること</u>	<ul style="list-style-type: none"> 理事会、社員総会、社会福祉連携推進評議会等必要な組織機関が全て備わっていること 業務運営の実施体制が確保されていること 認定申請を行う会計年度及びその次の会計年度において事業支出に相当する収入が確保される見通しがあること
第4号	④ <u>社員の資格の得喪につき、不当な条件がないこと</u>	<ul style="list-style-type: none"> 定款例を参照し、定款上、社員の資格の得喪のルールが適切に規定されていること
第5号	⑤ <u>定款に必要事項が記載されていること</u> ア 社員の議決権に関する事項 イ 役員に関する事項 ウ 代表理事を1人置く旨 エ 理事会を置く旨及び理事会に関する事項 オ 事業の規模が政令で定める基準を超える一般社団法人の記載事項 カ 社会福祉連携推進評議会を置く旨及び構成員の選任・解任の方法 キ 貸付対象社員が予算の決定又は変更等を決定するに当たって、あらかじめ当該一般社団法人の承認を受けなければならないこととする旨 ク 資産に関する事項 ケ 会計に関する事項 コ 解散に関する事項 サ 社会福祉連携目的取得財産残額は国又は地方公共団体等に贈与する旨 シ 清算時に残余財産を国等に帰属させる旨 ス 定款の変更に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 定款例を参照し、必要な事項が全て記載されていること ※ 社員の議決権については、1社員1議決権を原則としつつ、①不当に差別的な取扱いではない、②社員が提供する金銭等の価額に応じた取扱いではない、③1の社員に対し、議決権総数の半数を超える配分をしないといった要件を満たす場合は、原則とは異なる取扱いも可能。 ※ 理事の特殊関係者（配偶者、三親等以内の親族のほか、事実婚の関係にある者、使用人等）が3人を超えて含まれず、理事及びその特殊関係者が理事総数の1/3を超えて含まれてはならないこと。 ※ 理事のうち同一法人出身者は、理事総数の1/3（社員が2の場合にあっては1/2）を超えて含まれてはならないこと。 ※ 残余財産の帰属先については、国、地方公共団体、他の社会福祉連携推進法人、社会福祉法人とすること。等

社会福祉連携推進認定申請に必要な書類

○ 社会福祉連携推進法人の認定に当たっては、一般社団法人として設立した上、次の書類を整えた上で、認定所轄庁あて申請を行う。

- ① **申請書**(※別記様式2)
- ② **定款**(※社会福祉連携推進法人定款例を参照の上、作成)
- ③ **社会福祉連携推進方針**(※別記様式3)
- ④ **登記事項証明書**(※当該一般社団法人に係るもの)
- ⑤ **役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類**
- ⑥ **法第127条各号に規定する認定基準のいずれにも適合することを証する書類**(※別記様式4)
- ⑦ **法第128条各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないことを証する書類**(※別記様式5)
- ⑧ **社会福祉連携推進評議会の構成員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類**
- ⑨ **社員の名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類**
- ⑩ **役員・社会福祉連携推進評議会の構成員の履歴書及びその就任に係る承諾書類**
- ⑪ **認定申請段階において当該社会福祉連携推進法人に帰属すべき財産の財産目録**
- ⑫ **認定申請を行う会計年度及びその次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書**
- ⑬ **その他認定所轄庁が必要と認める書類**

※ 認定申請段階で貸付業務を行う予定がある場合は、上記に加え、貸付けに係る事前合意書等貸付業務の内容等に関する書類の添付が必要。

社会福祉連携推進方針の記載例

社会福祉連携推進法人の名称		社会福祉連携推進法人 ○○会
社員		社会福祉法人○○、社会福祉法人□□、社会福祉法人△△、 社会福祉法人●●、NPO法人○○
理念・運営方針		<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会福祉連携推進業務を通じて、地域住民に安心、安全かつ質の高い福祉サービスの提供を目指す。 2. 福祉・介護人材の育成・確保、定着を目指す。 3. 地域ニーズの変化を踏まえ、地域における福祉サービスを維持・確保していくため、効率的かつ透明性の高い経営の確保を目指す。
社会福祉連携推進業務を実施する区域		○○県及び□□県
社会福祉連携推進業務の内容	地域福祉支援業務	社員が共同で行う「地域における公益的な取組」の企画・立案、実施に向けた調整業務
	災害時支援業務	実施なし
	経営支援業務	社員の財務状況の分析・助言
	貸付業務	実施なし
	人材確保等業務	社員の人材の合同募集、社員間の人事交流、合同研修の実施等の調整業務
	物資等供給業務	実施なし

※以下は社会福祉連携推進法人が貸付業務を行いたい場合

貸付件名	令和3年4月1日の社員○○に対する○○円の貸付け
貸付契約締結日	令和2年8月1日
貸付対象社員の名称	社会福祉法人○○
貸付対象社員への貸付総額	○○円
貸付対象社員における重要事項に係る承認の方法	貸付対象社員の評議員会において、各年度の予算・決算等を決議するに当たっては、あらかじめ社会福祉連携推進法人の理事会において、承認を受けなければならないものとする。

欠格事由

① 理事及び監事のうちに、次のいずれかに該当する者がいる一般社団法人

イ 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該社会福祉連携推進法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

ロ 社会福祉法その他社会福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者(ハに該当する者を除く。)

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)

② 社会福祉連携推進認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない一般社団法人

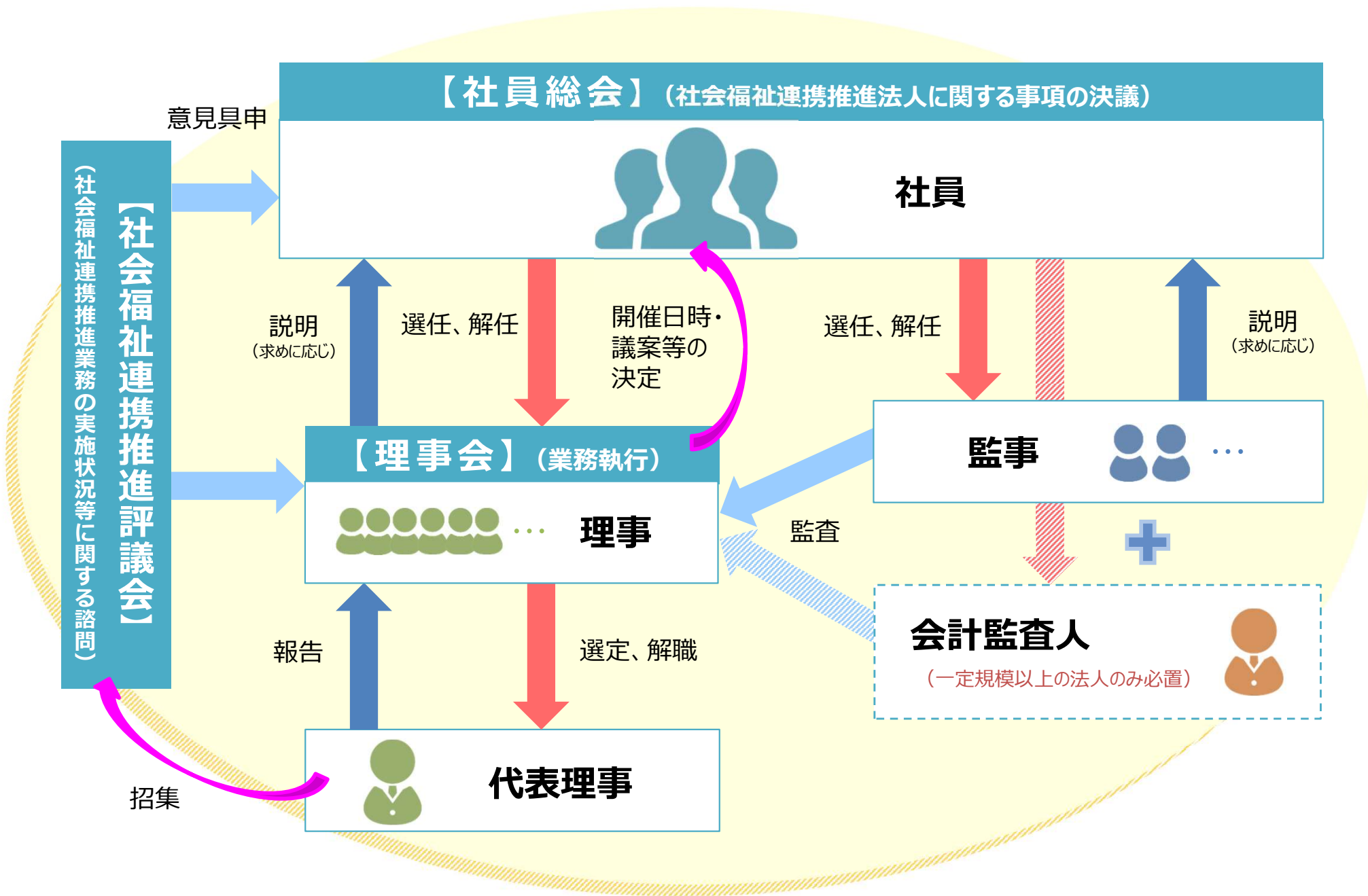
③ 暴力団員等がその事業活動を支配する一般社団法人

※ ①のロにいう「その他社会福祉に関する法律」は、社会福祉法施行令において次の法律を規定する予定。

児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、精神保健福祉士法、児童買春・児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、国家戦略特別区域法（第12条の5第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。）、公認心理師法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律

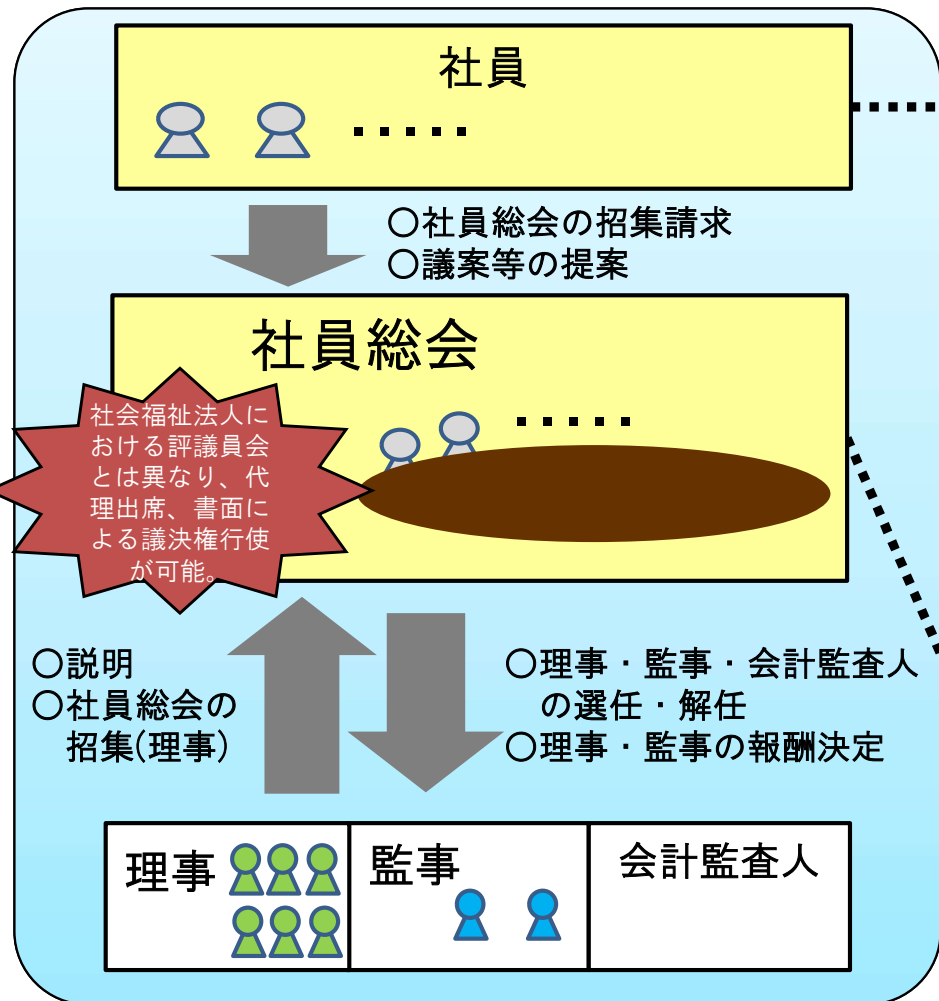
4. 社会福祉連携推進法人のガバナンス

連携推進法人に置くべき組織機関



社員・社員総会

- 社員総会は、社団の構成員たる社員の全員をもって構成される会議体であって、連携推進法人の管理・運営等に関する決議を行う意思決定機関として位置付けられる。
- ただし、連携推進法人は、一般法人法上の「理事会設置一般社団法人」に該当することから、日常の業務執行の決定権限等については、理事会が担い、社員総会から一定の権限の分配が行われることとなる。
- 社員総会の決議事項は、一般法人法に規定する事項及び定款で定めた事項に限定される（一般法人法第35条第2項）とともに、一般法人法上、社員総会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の社員総会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、効力を有しない（同条第4項）。



【社員に参画できる者の範囲】

- ・ ①社会福祉法人、②社会福祉法人以外の社会福祉事業を営む法人、③その他社会福祉を目的とする福祉サービス事業を営む法人、④社会福祉事業等従事者を養成する機関を営む法人のいずれか

【社員の権限（主なもの）】

- ・ 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員による社員総会の招集請求（遅滞なく招集手続が行われない場合等は、裁判所の許可を得て自ら招集が可能）〈一般法人法第37条〉
- ・ 総社員の議決権の30分の1以上の議決権を有する社員による議題提案権（議題提案権の行使は、評議員会の6週間前まで）〈一般法人法第43条②〉
- ・ 議案提案権（議題の範囲内で議案の提案が可能）〈一般法人法第44条〉

【その他社員に関する留意事項】

- ・ 社員及び議決権の過半数は社会福祉法人であること
- ・ 2以上の法人が社員として参画していること 等

【社員総会の権限（主なもの）】

- ・ 理事、監事、会計監査人の選任・解任
- ・ 社員の除名、定款の変更、計算書類の承認、役員報酬の決定 等
- ※ 社員の除名、監事の解任、定款の変更等については2/3の多数による決議が必要
- ※ 報酬の決定は、定款に額が定められていないときに限る。

代表理事・理事

① 代表理事の職務及び権限等

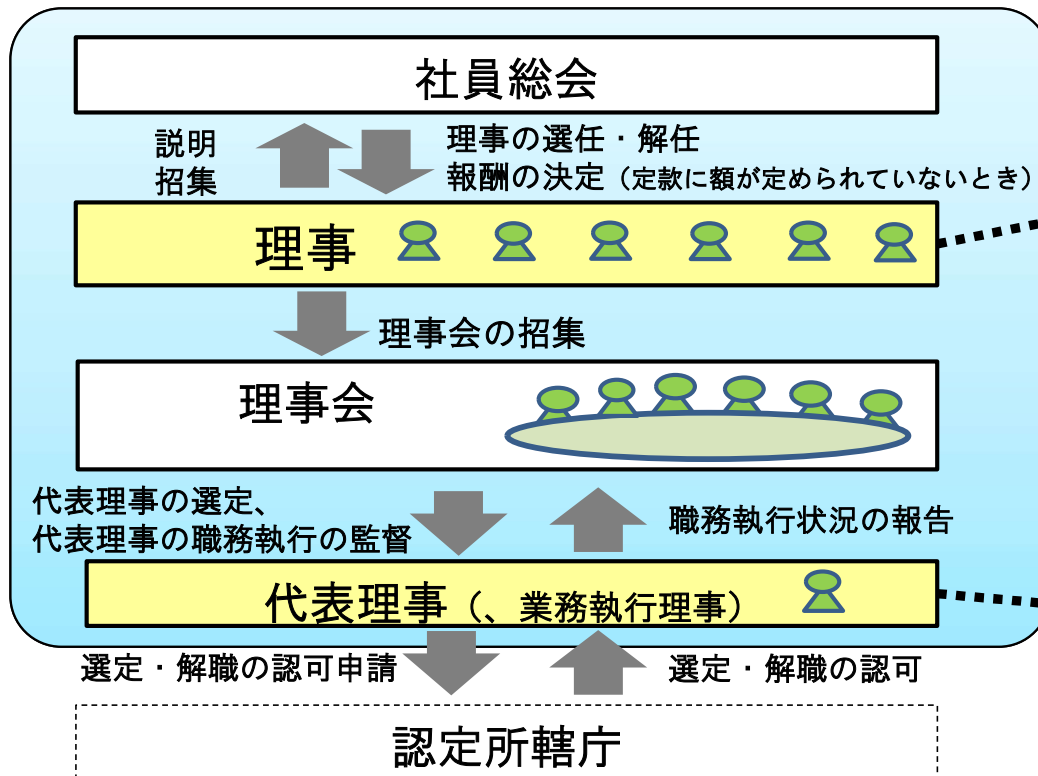
- 代表理事は、社員総会及び理事会で決議された事項等について、連携推進法人の対内的・対外的な業務執行権限を有する。また、法人の業務に関し、一切の裁判上又は裁判外の行為をなすことができ、法人の代表権を有する。
- 代表理事は、3か月に1回以上（定款で、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上とすることが可能）、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。※業務執行理事も同様

② 業務執行理事の職務及び権限等

- 代表理事以外に連携推進法人の業務を執行する理事として業務執行理事を理事会で選定することが可能。業務執行理事は、代表理事とは異なり代表権はない。

③ ①及び②以外の理事の職務及び権限等

- 代表理事及び業務執行理事以外の理事は、理事会における議決権の行使等を通じ、法人の業務執行の意思決定に参画するとともに、代表理事や他の理事の職務の執行を監督する役割を担うこととなる。



【理事の義務（主なもの）】

- ・善管注意義務、忠実義務<一般法人法第83条>
- ・利益相反取引の制限<一般法人法第84条>
- ・社員総会における説明義務<一般法人法第53条>
- ・監事に対する報告義務<一般法人法第85条>

【理事の責任（主なもの）】

- ・法人に対する損害賠償責任<一般法人法第111条>
- ・第三者に対する損害賠償責任<一般法人法第117条>
- ・特別背任罪、贈収賄罪<社会福祉法第155条、第156条>

【代表理事の権限】

- ・法人の代表、業務の執行<一般法人法第77条、第90条、第91条>

【代表理事の義務（主なもの）】

- ・理事会への職務執行状況の報告義務<一般法人法第91条②>

【代表理事の選定・解職】

- ・選定・解職に当たっては、認定所轄庁の認可が必要

理事会

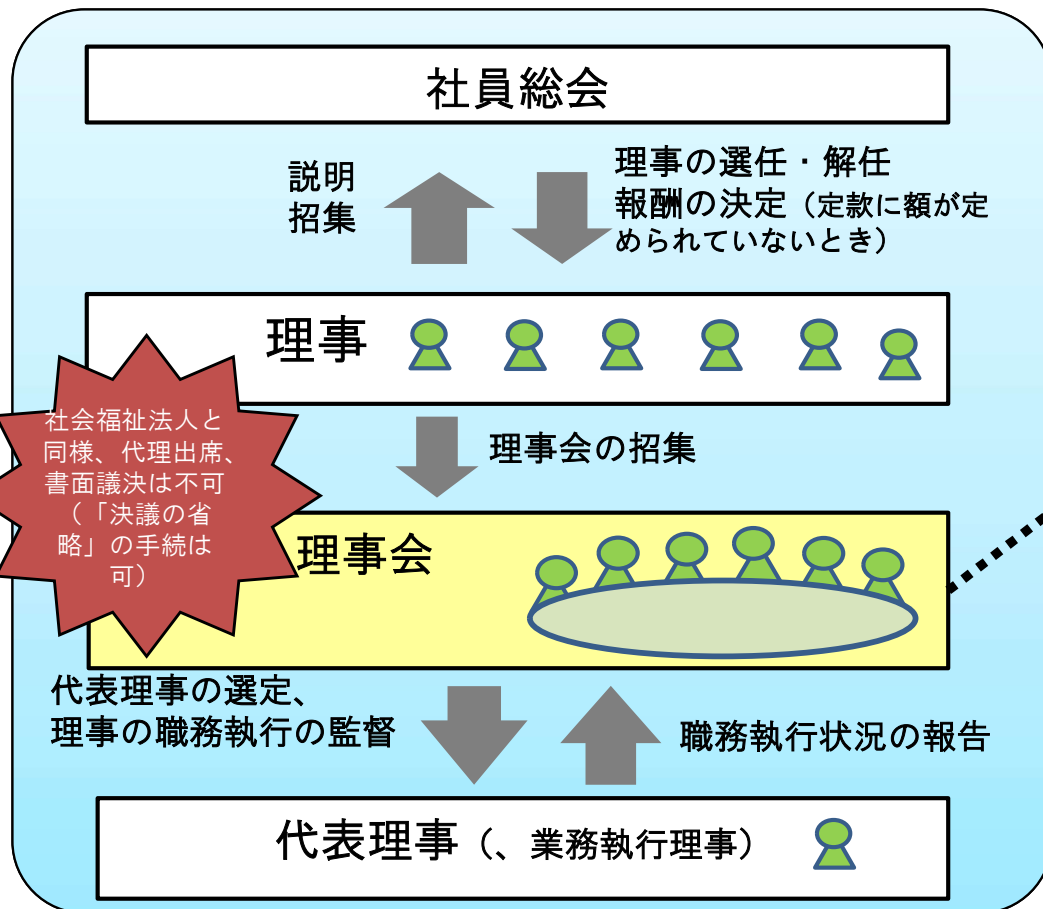
- 理事会は、全ての業務執行の決定や理事の職務執行の監督を行う。
- 法律又は定款に定める社員総会の決議事項以外の事項については、社員総会に諮る必要はない。

① 理事会の職務

- (ア) 業務執行の決定
- (イ) 理事の職務執行の監督
- (ウ) 代表理事の選定および解職

② 理事に委任することができない事項

重要な財産の処分及び譲り受け等一般法人法第90条第4項に列挙されている事項の決定については、理事に委任することができない。

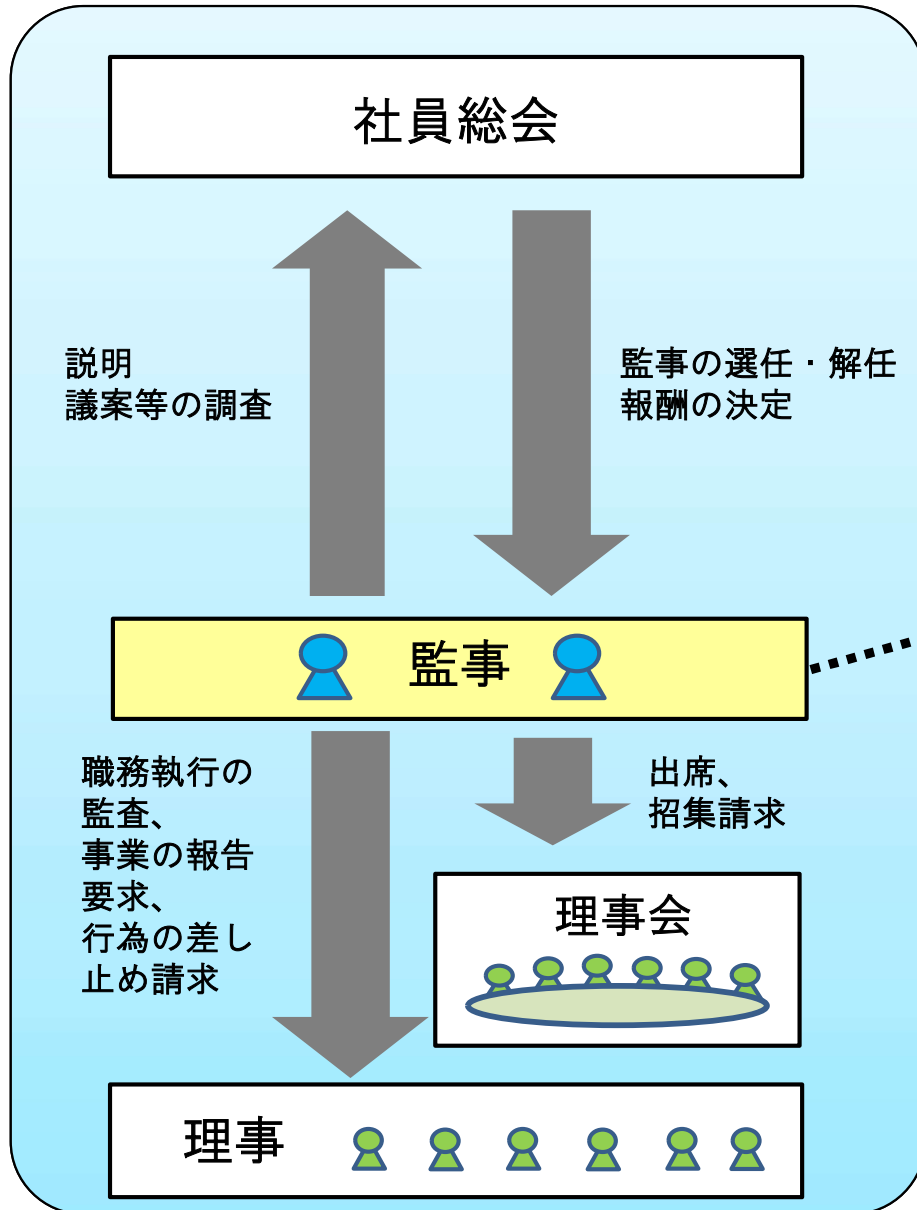


【理事会の権限（主なもの）】

- ・ 法人の業務執行の決定<一般法人法第90条>
 - ・ 理事の職務の執行の監督、代表理事の選定及び解職
 - ・ 利益相反取引の承認、計算書類・事業報告の承認
- ※ 以下の重要事項の決定は理事に委任できない。
- ① 重要な財産の処分及び譲り受け
 - ② 多額の借財
 - ③ 重要な使用人の選任及び解任
 - ④ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - ⑤ 内部管理体制
 - ⑥ 定款の定めに基づく役員等の責任の免除

監事

- 監事は、理事の職務の執行を監査するために、監事には各種の権限が付与され、また義務が課される。
- 監事が複数いる場合でも、その権限は各監事が独立して行使でき、義務は各監事がそれぞれ負う。



【監事の権限（主なもの）】

- ・ 理事の職務執行の監査、監査報告の作成〈[一般法人法第99条①](#)〉
- ・ 計算書類等の監査〈[一般法人法第124条①](#)〉
- ・ 事業の報告要求（理事、使用人に対し）、業務・財産の状況調査〈[一般法人法第99条②](#)〉
- ・ 理事会の招集請求〈[一般法人法第101条②・③](#)〉
- ・ 理事の行為の差し止め請求（法人に著しい損害が生ずるおそれがあるとき）〈[一般法人法第103条](#)〉
- ・ 会計監査人の解任〈[一般法人法第71条](#)〉

【監事の義務（主なもの）】

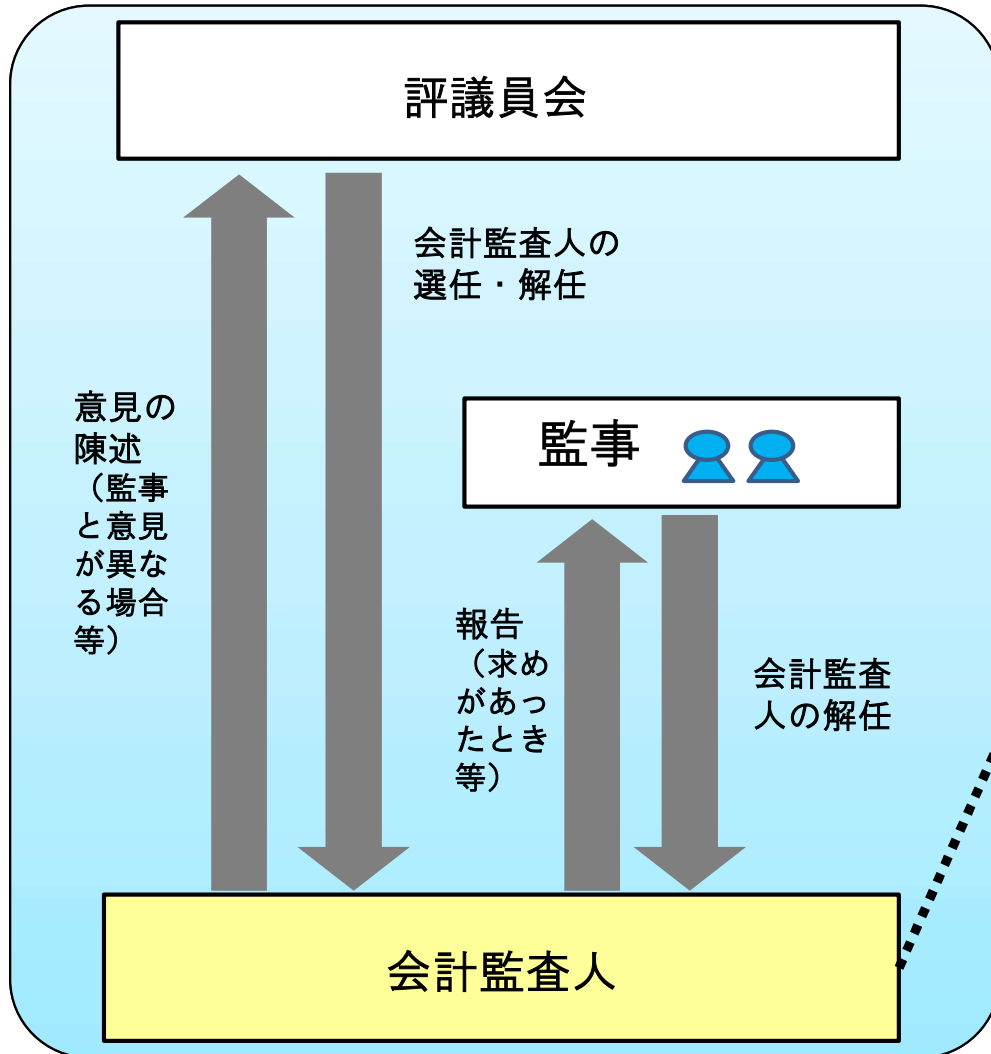
- ・ 善管注意義務（→理事と同様）
- ・ 理事会への出席義務〈[一般法人法第101条①](#)〉
- ・ 理事会への報告義務（理事の不正行為又はそのおそれ、法令・定款違反、著しく不当な事実があるとき）〈[一般法人法第100条](#)〉
- ・ 社員総会の議案等の調査・報告義務（報告義務については法令・定款違反又は著しく不当な事項がある場合）〈[一般法人法第102条](#)〉
- ・ 社員総会における説明義務（→理事と同様）〈[一般法人法第53条](#)〉

【監事の責任】

- ・ 損害賠償責任、刑事罰等、いずれも理事と同様。

会計監査人

- 会計監査人（公認会計士又は監査法人）は、計算書類等の監査を行う。
- 会計監査人を置く法人では、計算書類等は、理事会の承認を受ける前に、監事と会計監査人による二重の監査を受けることになる。ただし、会計監査人による計算書類等の監査が適正に行われているときは、監事は計算書類等の監査を省略できる。



【会計監査人の権限（主なもの）】

- ・ 計算書類等の監査〈一般法人法第124条②〉
- ・ 会計帳簿等の閲覧・謄写、会計に関する報告要求（理事、使用人に対し）〈一般法人法第107条〉
- ・ 定時社員総会における意見の陳述（計算書類の適合性について監事と意見が異なる場合）〈一般法人法第109条①〉

【会計監査人の義務（主なもの）】

- ・ 善管注意義務（→理事と同様）
- ・ 監事への報告義務（理事の不正行為、法令・定款違反の重大な事実を発見したとき、監事からの求めがあったとき）〈一般法人法第108条〉
- ・ 定時社員総会における意見の陳述（会計監査人の出席を求める決議があったとき）〈一般法人法第109条②〉

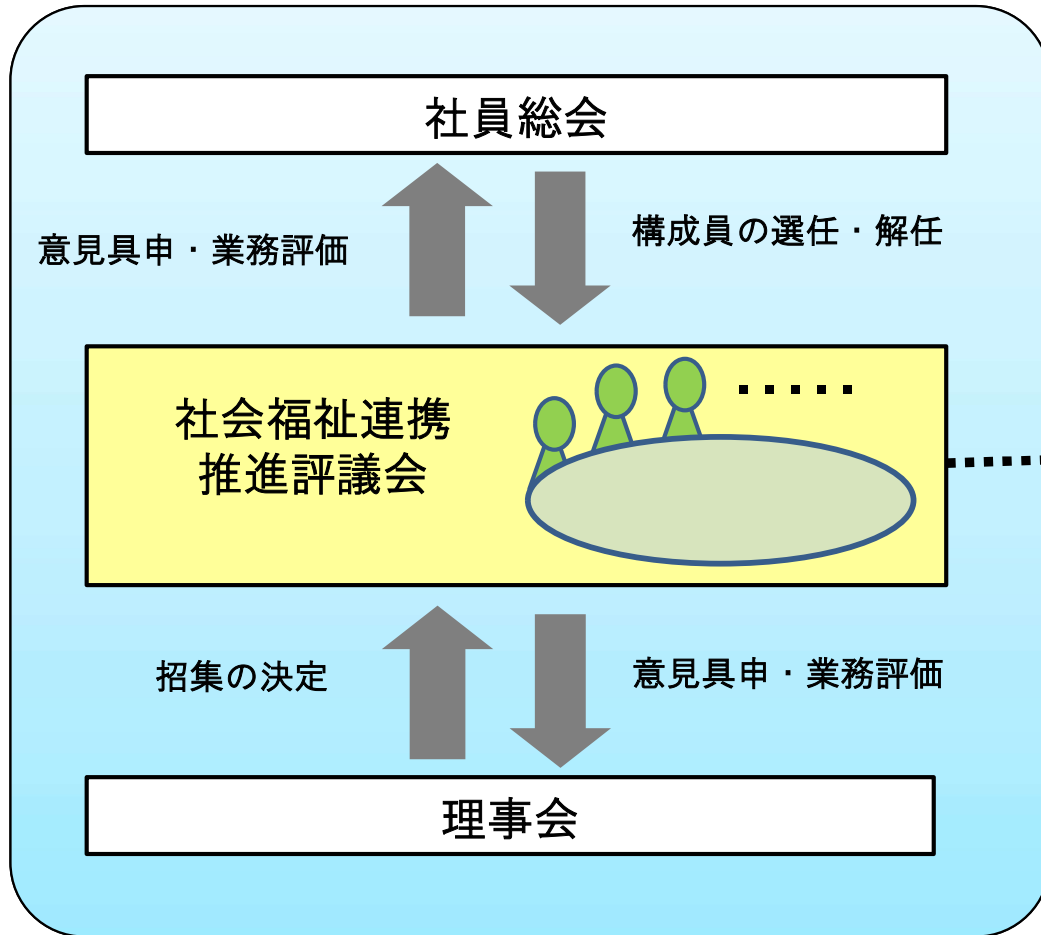
【会計監査人の責任】

- ・ 損害賠償責任については理事と同じ。刑事罰については、贈収賄罪は適用あり。

※ 会計監査人の設置が義務付けられる法人は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が30億円を超える法人又は法人単位貸借対照表中の「負債の部」の「負債の部合計」が60億円を超える法人である。

社会福祉連携推進評議会

- 社会福祉連携推進評議会は、連携推進法人の運営に地域ニーズを反映するなどのため、必置の意見具申・業務評価機関として位置付けられ、理事会の決議に基づき、代表理事が招集して開催する。



【社会福祉連携推進評議会の構成員】

- ・ 評議会の構成員は、連携推進法人が実施する業務の種類に応じ、福祉サービスを受ける立場にある者、社会福祉に関する団体、学識経験を有する者を始め、幅広い視点から、中立公正な立場で、意見を述べるようにしなければならないこと
- ・ 社会福祉連携推進区域における福祉サービスに関する実情に通じている者を必ず加えること

【社会福祉連携推進評議会の権限（主なもの）】

- ・ 理事会又は社員総会において意見具申を行うこと
 - ① 貸付を受けた社員が予算の決定又は変更等を行う場合の連携推進法人による承認の適否
 - ② 事業計画の内容
 - ③ 社会福祉連携推進法人の構成員の定数の変更 等
- ・ 連携推進法人の業務評価を行うこと

5. 社会福祉連携推進法人の会計

社会福祉連携推進法人会計基準等の詳細は厚生労働省ホームページをご参照ください。

<https://cmswww.mhlw.go.jp/alaya/preview?path=KmmklrUu1636702473191&pageid=000157509&e=f43bea5a0303464c3dae5e03bed01ed9cc7b770a3d345bd9e15074cd59a7bbf0>

社会福祉法人会計基準等検討会

1 設置の趣旨

社会福祉法人会計基準等に関して、本検討会において会計処理にあたっての課題等について検討を行う。

2 主な検討項目

(1) 社会福祉連携推進法人の会計に関すること

(2) 昨年の検討会で課題とされた事項について

- ① 平成23年の新基準策定時に継続的検討事項とされた項目（社会福祉協議会等）
- ② 他の法人形態で適用されている会計処理の社会福祉法人会計基準への適用の要否 等

3 構成員(敬称略・五十音順)

(座長) 秋山修一郎	日本公認会計士協会常務理事
有松 義文	日本公認会計士協会非営利法人委員会 社会福祉法人専門委員長
亀岡 保夫	大光監査法人会長
林 光行	監査法人彌榮会計社代表社員（2019年6月～2020年1月）
松前江里子	日本公認会計士協会業務本部テクニカルディレクター（非営利担当）

4 審議スケジュール・開催状況

- (第1回) 2020年 12月 8日
- (第2回) 2021年 2月 15日
- (第3回) 2021年 7月 13日

※ 本検討会は、社会・援護局長が開催し、庶務は福祉基盤課において行う。

※ 検討会の議事は原則として公開する。ただし、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがある等の場合にあっては、座長は、非公開とすることができる。

社会福祉連携推進法人の会計について

- 社会福祉連携推進法人は、社会福祉法人と同様、厚生労働省令で定める会計基準に従い、会計処理を行うことが法律に規定されている。

会計基準の考え方

社会福祉連携推進法人の会計基準等の策定に当たっては、

- 社会福祉連携推進法人は一般社団法人であるため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）の会計に関する規定が適用されること。
- 社会福祉連携推進法人の社員の過半数が社会福祉法人であること。

等から、一般法人法に定めのない会計ルールは社会福祉法人会計基準を十分に斟酌するとともに、地域医療連携推進法人会計基準も参考とした。

会計基準の構成

社会福祉法人と同様に、会計基準を厚生労働省令として位置付け、これを解説、補完するものとして運用上の取扱い（局長通知）、運用上の留意事項（課長通知）を定めた。

会計の単位

事業区分、拠点区分は設けず、法人全体を一つの会計単位とした（法人単位での計算書類等の作成）。

【参考】社会福祉連携推進法人と社会福祉法人の比較

区分	社会福祉連携推進法人	社会福祉法人
業務	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉連携推進業務（法第125条） <ol style="list-style-type: none"> ①地域福祉支援業務 ②災害時支援業務 ③経営支援業務 ④貸付業務 ⑤人材確保等業務 ⑥物資等供給業務 ・社会福祉連携推進業務以外の業務（法第132条第3項） 事業規模が法人全体の過半に満たないこと 連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないこと 社会福祉を目的とする福祉サービス事業でないこと <p>※社会福祉事業は行うことができない（法第132条第4項）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業（法第2条、第22条） ・公益事業（法第26条） ・収益事業（法第26条）
業務運営に係る主な財源	<ul style="list-style-type: none"> ・入会金 ・会費 ・業務委託費 ・寄附金 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施する社会福祉事業等に係る公的収入（報酬、措置費、給付費等）及び利用者負担分の収入 ・業務委託費 ・寄附金
補助金	<p>事業 整備</p> <p>社会福祉事業を行うことができず、社会福祉法人のように施設整備は原則想定されない。</p> <p>社会福祉事業を行うことができないため施設整備等の補助金は原則想定されない。</p>	<p>施設整備等は法人の事業にとって重要な位置付けにある</p> <p>特に第一種社会福祉事業は施設整備等のため多額の補助金を受ける</p>
基金	<p>設置できる</p> <p>※社会福祉法人である社員は拠出できない</p>	<p>設置できない</p>
貸付	<p>実施できる</p>	<p>実施できない</p> <p>※連携推進法人の社員である社会福祉法人は、連携推進法人に対して貸し付けを行うことが可能</p>
基本財産	<p>任意</p>	<p>必須（法第25条）</p>

○ 社会福祉法人会計との主な違いを示しています

1 計算書類

- 一般法人法の規定を準用し、**計算書類は貸借対照表、損益計算書（損益計算書内訳表を含む）の2種類**とした。
- 損益計算書は企業会計で用いられている一般的なものとは異なり、他の非営利法人と同様に、純資産も表す内容としている。
- 計算書類の会計区分は、
 - ✓ 社会福祉連携推進業務会計
 - ✓ その他の業務会計
 - ✓ 本部会計の3区分とし、損益計算書内訳表において表示する。
- 社会福祉法人とは異なり、**資金収支計算書は計算書類としていない。（附属明細書として規定）**

2 計算書類に対する注記

- 社会福祉法人の**注記**に、
 - ✓ 社会福祉連携推進目的取得財産残額
 - ✓ 社員との取引の内容
 - ✓ 基金及び代替基金の内容を加え、社会福祉法人の**計算書類等の種類、国庫補助金等特別積立金の取崩し、担保資産に関する**ことは規定していない。

3 附属明細書

- 一般法人法施行規則で規定されている固定資産の明細及び引当金の明細のほか、支払資金の増減に関する明細、社会福祉連携推進業務の貸付業務に係る明細を加え、**附属明細書は以下の4種類**とした。
 - ✓ 固定資産明細書
 - ✓ 引当金明細書
 - ✓ 資金収支明細書
 - ✓ 社会福祉連携推進業務貸付金（借入金）明細書
- 社会福祉連携推進業務貸付金（借入金）明細書以外は、基本的には社会福祉法人の明細書と同じ構成。ただし、**資金収支明細書は、明細書ではなく計算書類の資金収支計算書と同じ構成**としている。

4 勘定科目

- 勘定科目は、一般社団法人の勘定科目に関する詳細な規定がないことから、社会福祉法人の勘定科目を基本としつつ、**社会福祉事業を行うことができないこと等を踏まえ、利用者や補助金などに関連する科目は設定していない。**
- 社会福祉連携推進業務のうち**貸付業務に関する科目を設定した。**
- 科目の**区分は2段階**とし、法人が**個別に勘定科目を設定することはできない。**

○ 社会福祉法人会計との主な違いを示しています

5 国庫補助金等の会計上の取扱い

- 社会福祉事業を行うことができず、社会福祉法人のように施設整備は原則想定されないことを踏まえ、社会福祉法人のような**国庫補助金等特別積立金の会計処理は規定していない。**

6 基金・基本財産の会計上の取扱い

- 基金は返済義務のあるものであることから貸借対照表で独立科目を設ける一方、**基本財産は計上義務がないことから貸借対照表の独立科目までは設けず定款で定めた場合に注記が必要**となる。

7 社会福祉連携推進業務における貸付業務

- 社会福祉連携推進業務貸付・借入に係る**勘定科目を設けるとともに、貸付金増減や残高の内容を明らかにするため注記、附属明細書を規定**した。

8 社会福祉連携推進目的取得財産残額

- 社会福祉連携推進法人の認定取消しに伴う贈与に関する「**社会福祉連携推進目的取得財産残額**」を**明確化**するため、注記するとともに、財産目録に規定する。

9 社会福祉法人会計基準等の改正

- 社員である社会福祉法人が、貸付業務として社会福祉連携推進法人に貸付原資を提供する場合に必要な勘定科目（貸付金、受取利息、貸付金回収、貸し倒れ等）及び貸付を受ける際の勘定科目（借入金、支払利息、償還金等）を社会福祉法人会計基準に設定した
- 貸付原資を提供する際の拠点区分について規定した。

社会福祉連携推進法人に期待すること

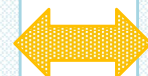
地域共生社会への対応

④ 地域共生社会の実現に向け、包括的な支援体制を構築するため、種別を超えた連携強化の必要性



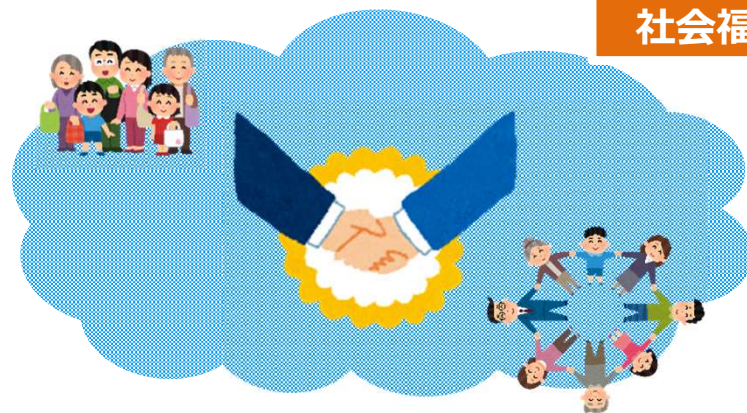
経営基盤強化の必要性

④ 人口減少、共同体機能の脆弱化といった地域ニーズの変化に対応して、法人の持続可能な経営基盤を確保する必要性



今後の事業展開を考える上での
選択肢の一つ

社会福祉連携推進法人の設立



同じ思いを持つ法人同士が連携し、創意工夫のある取組を・・・

①できるところから、②小さく始めて、③大きく育てていく！

1 法人で将来に立ち向かうよりも、連携・協働することで、地域ニーズへの対応力を格段に向上できる。
人口減少等が進む中、地域をより良くするためのプラットフォームとなることを期待。

→ 好事例を収集し、関係者の参考となるよう、積極的な情報発信が必要。

ご清聴ありがとうございました。